第１３回強制動員全国研究集会

「語りつぐ強制連行の歴史－富山(北陸)編」

2021年2月20日（土）13:30～16:30

集会プログラム

＜富山（北陸）の取組み＞

①地域から戦争と平和・人権を考える機会に―『平和と人権とやまガイド』を作成して　P.　2
富山県歴史教育者協議会　松浦晴芳さん

②黒部川電源開発と朝鮮人
コリア・プロジェクト@富山　堀江節子さん　P.　7

③不二越女子勤労挺身隊訴訟　闘いの報告
不二越強制連行・強制労働訴訟を支援する北陸連絡会事務局　中川美由紀さん　P. 28

④「石川県七尾港への中国人強制連行」
七尾強制連行への戦後補償を実現する会　角三外弘さん　P. 50

＜各地域の取組み＞

⑤「韓国で神岡鉱山労働者遺骨の遺族を捜す」
強制動員真相究明ネットワーク会員　下嶌義輔さん　P. 58

⑥「長生炭鉱の新しい証言について」
長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会共同代表　井上洋子さん　P. 59

⑦「大阪空襲の朝鮮人犠牲者の遺家族はどう生きたか」
「天理市の旧柳本飛行場敷地内の説明板問題について」
大阪空襲 75 年朝鮮人犠牲者追悼集会実行委員会　川瀬俊治さん　P. 63

⑧「ここが問題、産業遺産情報センター」
強制動員真相究明ネットワーク会員　竹内康人さん　P. 75

主　催　強制動員真相究明ネットワーク
協　賛　コリア・プロジェクト@富山

地域から戦争と平和・人権を考える機会に
―『平和と人権とやまガイド』を作成して

富山県歴史教育者協議会　松浦晴芳

1　ガイド本作成の動機・意図

・県歴教協で、毎年、地域の歴史を探るフィールドワークを実施してきた。
・活動の蓄積の上に、子どもたちや市民の学習の手引きとして活用してもらうコンパクトな冊子を作りたい。
・視点は、平和・人権、庶民
・侵略戦争・植民地支配への反省に立った平和学習
　なかには、戦争に利用されたもの、プロパガンダの道具もあるが、批判的に捉えることで平和教材となる。
・改訂増補版　　強制労働、捕虜収容所など補充
　　地域―全市町村にある戦争の跡　地域から戦争を学ぶ

2011 年 8 月 15 日　初版発行　2000 部　　300 円
2021 年春　　改訂増補版発行予定　　500 円

2　富山県について

※江戸期　売薬（先用後利）　売薬資本家
　加賀 100 万石（富山県西部・穀倉地帯含む）
　富山県東部（加賀藩の飛び地　7 金山）、富山藩 10 万石

標高 3000m の豪雪山岳地帯から流れ下る急流河川
　黒部川、早月川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川など

深い富山湾（水深 1000m）―北前船の寄港地、伏木港、東岩瀬港

治水、河川改修は富山の課題　　石川県から分県（1883 年）
　水力発電　　1935 年　全国最大の電力県
　軍需工場　　1945 年　全国 6 位の軍需工業県

3　ガイド本の活用

・市民団体の FW 企画として活用
・学校関係は?

※富山県「ふるさと教育」
　郷土愛、誇りを植えつける
　事実を恣意的に記述し、
「光」を描き「影」を隠している。

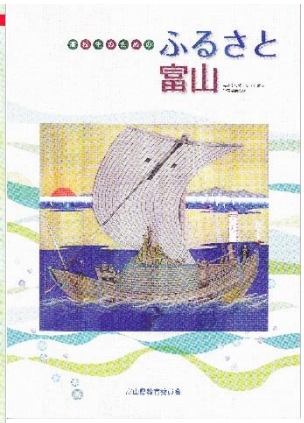

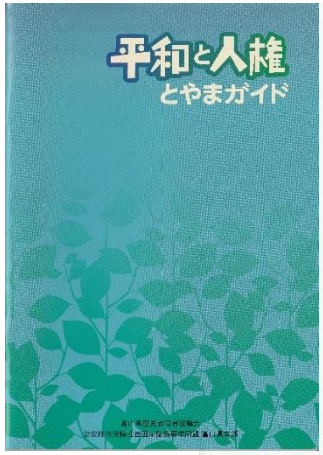

はじめに

このガイドは、中学・高校生をはじめ広く県民を対象に、平和・人権の視点から、県内にある近現代の旧跡や石碑などを紹介したものです。

日本は、明治初期からアジア太平洋戦争に至るまで、侵略戦争を推し進め、近隣諸国を植民地にしました。国内では民主主義や平和を求めた民衆の運動を抑圧する、暗い政治が長く続きました。戦後こうした歴史の反省の上に、「戦争放棄・戦力不保持」の９条や、言論・結社の自由などの基本的人権を規定した新しい憲法が公布されました。しかしながら、憲法の理念と日本の現実との間に、いまだに大きな隔たりが生じています。

教育の場では、いま偏狭な「愛国心」を押しつけるような動きもみられますが、それが隣国との友好を妨げるものであってはなりません。また為政者中心に書かれたガイドブックに比べ、地域に暮らす庶民の目線で作られた出版物は多くありません。この度、『平和と人権 とやまガイド』を発刊した理由でもあります。

このガイドを通して、戦争の愚かさや人権の尊さを実感していただき、平和で民主的な社会を築いていくきっかけにしていただけたら幸いです。

今回の増補版は、その後に分かったことや修正の必要があるものについて是正しました。地域から戦争・平和・人権を考える、よすがにしてください。

2020年 8月

▶富山の歴史スケール

- 1868（慶応4） 戊辰戦争 富山藩が長岡藩と戦う
- 1870（明治3） 浦上四番崩れで信徒が富山に収容
- 1869（明治2） ばんどり騒動おきる
- 自由民権運動がさかんになる
- 1883（明治16） 富山県ができる
- 1889（明治22） 大日本帝国憲法公布
- 1894（明治27） 日清戦争（～95）
- 1904（明治37） 日露戦争（～05）
- 1914（大正3） 第一次世界大戦が始まる
- 1918（大正7） 各地で米騒動がおきる
- 1923（大正12） 関東大震災
- 1925（大正14） 治安維持法・普通選挙法制定
- 1931（昭和6） 満州事変
- 1932（昭和7） 五・一五事件
- 1936（昭和11） 二・二六事件
- 1937（昭和12） 日中戦争が始まる
- 1938（昭和13） 国家総動員法制定
- 1939（昭和14） 第二次世界大戦が始まる
- 1941（昭和16） 国民学校制度発足
- 太平洋戦争が始まる
- 1945（昭和20） 沖縄に米軍が上陸 3/13
- 富山大空襲 8/1
- 広島・長崎に原爆投下 8/6 8/9
- シベリア抑留 9月～
- ポツダム宣言を受入れ終戦 9/20
- 1946（昭和21） 日本国憲法公布
- 農地改革
- 1950（昭和25） 朝鮮戦争が始まる
- 1952（昭和27） 講和条約・日米安全保障条約発効
- 1954（昭和29） 自衛隊発足
- 1956（昭和31） 国際連合に加盟
- 1960（昭和35） 安保条約改定反対運動が高まる
- 1963（昭和38） 三八豪雪 黒四ダムが完成
- 1964（昭和39） 東京オリンピック開催
- 1968（昭和43） イタイイタイ病 公害病に認定
- 1972（昭和47） 沖縄が日本に復帰
- 日中国交回復
- 1973（昭和48） 第一次石油危機 第四次中東戦争
- 1976（昭和51） ロッキード事件
- 1981（昭和56） 五六豪雪
- 1982（昭和57） 教科書検定問題で国際批判

目 次

平和

近代の戦争と国家神道……3-4p
- 01 護国神社
- 02 忠魂碑　コラム：戊辰戦争戦死者の碑

天皇の軍隊と戦時教育……5-6p
- 03 陸軍演習場と監的壕
- 04 奉安殿　コラム：無隙軌道発明記念碑

富山連隊……7-8p
- 05 富山連隊跡碑　コラム：御大典記念碑
- 06 富山飛行場跡
- 07 真珠湾で戦死した少年兵の碑

朝鮮人強制連行……9-10p
- 08 三菱重工・雄神地下工場
- 09 不二越・文珠寺地下工場
- コラム：日中友好の碑

富山大空襲……11-12p
- 10 機雷投下地
- 11 模擬原爆投下地

……13-14p
- 12 大空襲・今に残る傷跡
  - A 大法寺梵鐘
  - B 旧薬専・門柱
  - C 松川舟橋・常夜灯
  - D 醤油工場煉瓦煙突
  - E 遺体収容所・光厳寺
  - F 慰霊地蔵尊
- コラム：絵本でみる大空襲

人権

民権・社会運動の端緒……15-16p
- 13 横山源之助碑　コラム：滑川・護憲運動
- 14 自由民権運動
  - G 海内果碑
  - H 稲垣示碑
  - I 島田孝之碑・旧家跡

民衆運動 米騒動……17-22p
- 15 米騒動旧跡 水橋地域
- 16 米騒動旧跡 魚津地域
- 17 米騒動旧跡 滑川地域
- 18 護憲運動・普選運動旧跡
- コラム：メディアの力

農民のたたかい……23-24p
- 19 大沢野小作争議碑

言論弾圧とのたたかい……25-26p
- 20 「泊・横浜事件端緒の地」石碑

公害・イタイイタイ病……27-28p
- 21 イタイイタイ病公害裁判勝利拠点

富山県内全域MAP……29-30p
MAP記号表

所在地の末尾に＊が付いているものは隣接地の地番になります。

平和

朝鮮人強制連行

●解説　朝鮮人・俘虜強制労働

富山県は、水力発電のための発電所工事がさかんで、1935(昭和10)年には全国最大の電力生産県になり、軍需工場も急成長し1945(昭和20)年には全国6位の軍需工業県となりました。その陰で、朝鮮人労働者が多数動員され、1936(昭和11)年に着工された黒部第三発電所ダムの難工事(岩盤温度が百数十度という高熱隧道や雪崩など)では多くの犠牲者が生まれました。1938(昭和13)年の国家総動員法により、「募集」「官斡旋」「徴用」の三段階で朝鮮人を強制的に連行し酷使しました。戦時中に行われた朝鮮人・中国人の強制連行に対して、戦後、日本政府・企業はきちんとした謝罪・補償を行わず、訴訟においても裁判所は「時効」や条約などを口実に退けています。

また太平洋戦争中の1944(昭和19)年9月以降、富山県には高岡市能町、富山市岩瀬地区など6箇所の工場や港湾施設周辺に捕虜収容所(POW)が作られ、1600人近い捕虜(米・英・オランダなど)が労働を強いられました。15P参照

【参考】堀江節子ほか『黒部・底方の声』(桂書房)

10 三菱重工・雄神地下工場 (砺波市庄川町三谷)

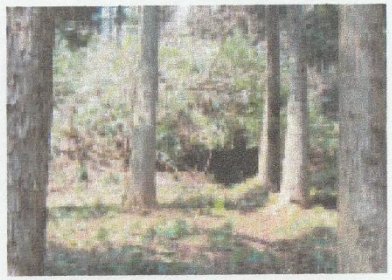

戦闘機などを生産する三菱重工名古屋航空機製作所は、1944(昭和19)年末の東南海地震と空襲を契機に富山県に疎開しました。新年から大門町の呉羽紡績(現東洋紡績)の工場を本社として借り、福野・井波の工場などと連携して生産(最高速の100式司令部偵察機)を続けました。そして更なる空襲に備え、地下工場の建設を計画し、雄神村(現砺波市)に1945(昭和20)年3月から16本のトンネル掘削工事を始めました。工事は佐藤組(現佐藤工業)が請負い、朝鮮人を中心に約1,000人が使役され突貫工事がすすめられました。そのため周辺民家への分宿や朝鮮人の飯場も多く作られました。トンネルは未完成のうちに敗戦となり、そのまま放置されました。

【参考】松本文雄『司令部偵察機と富山』(桂書房)

所在地　砺波市庄川町三谷391*
◆JR城端線 砺波駅・東野尻駅　◆市営バス:三谷中央
◆車:北陸自動車道 砺波 IC→国道156号線 砺波街道)→25号(砺波細入)線・三谷交差点、東入る
三谷中央バス停より東へ200m、一の谷林道南入る

11 不二越・文珠寺地下工場 (富山市文珠寺)

工作機械・工具・軸受などを生産する不二越(当時は、不二越鋼材工業)は1928(昭和3)年に設立され、日中戦争とともに兵器部品・弾丸も作る軍需工場として急速に発展しました。戦争末期には朝鮮半島から「女子挺身隊」、「男子報国隊」の名による強制連行がすすめられました。

戦後、彼女たちは未払い賃金・慰謝料の支払いと謝罪を求める不二越訴訟を起こしています。連行当時12歳から15歳の少女たちは、「勉強ができる」「お花やミシンが習える」「お金が稼げる」などの甘言や脅迫により過酷な重労働を強制され、約束は全く守られなかったと証言しています。

終戦時の不二越従業員(『不二越25年』)

本土空襲が始まるようになり1945(昭和20)年に入り分散疎開が決まり、大山に製造所の建設が進められました。証言によれば、地上工場3箇所と地下工場のためのトンネル(6本)工事が雪融けを待って開始されました。作業はツルハシなどの人力で行われ、地上(日本人労働者)は基礎工事だけにとどまりました。約300人の朝鮮人労務者、家族を含め5,600人が数箇所の飯場で暮らしており、秘密工事なので憲兵がたえず監視していたといいます。掘り始めたトンネルは未完成のまま敗戦を迎えました。

所在地 富山市文珠寺519*
◆富山地鉄:上滝線 上滝駅　◆大山コミュニバス:大上
◆車:北陸自動車道 流杉PA ETC出入口→富山環状線・本郷町四交差点→179号(三室荒屋富山)線→35号(立山山田)線・花崎交差点→県道184号(河内花崎)線・大上バス停より東へ100m、南側入る

日中友好の碑

1979(昭和54)年、日中平和友好条約発効一周年を記念して、伏木港湾合同庁舎前に「日中友好の碑」(題字は堀健治高岡市長)が建立されました。

戦時中に強制連行による港湾荷役(伏木海陸運送会社で)中に亡くなった17人の中国人を慰霊するものでもあります。

●高岡市伏木錦町
JR氷見線・伏木駅の東北

12 不二越本社富山工場（富山市不二越本町1-1-1）

通用門（北門）の塀塀の西側に戦時中の塀が残っています。
女子挺身隊として労働した安喜洙（アン ヒス）さん（不二越第二次訴訟原告）の証言（抜粋）。

不二越北門から元の愛国寮方面を望む

第十二愛国寮という宿舎でした。夕食の時間になり、おひつに入ったご飯、おつゆと沢庵。ご飯はお茶碗にほんの少しだけ。その後は軍隊式の行進の練習が一ヶ月ぐらいありました。

25人ずつ2班・午前と午後に分けられ、午後の班は夜間も仕事をするのです。私は午前の分隊長に任命されました。分隊長として引率して、寮と工場を往復したわけです。朝の起床から軍隊式に廊下に一列に並んで、先生に向かって「イチ！ニ！サン！・・」と番号を言い、「以上行って参ります！」と挨拶をして工場に行きました。

工場での強制労働　私の仕事は旋盤（せんばん）で「穴うけ」という作業を担当しました。私は背が低いので木の箱を足元に置いて仕事をしていました。仕事場には男性の班長がいて、機械のスイッチを1台1台押していきます。穴受け作業は飛行機の付属品で、鉄の棒を削って穴をあけます。仕事の量は、ノルマがあって班長から1日300個作れという指示でした。それをやり遂げた後、班長はもっとがんばりなさいと言われました。私たちは、このやろう、と思って1日に400個作りました。機械は大きな動力ベルトが回っていて、機械に髪が絡まってけがをしたり、指を切断したりする人もいました。腸チフスになった人もいます。あまりにも仕事が辛くて逃げた人もいます。未だに消息のわからない人もいます。

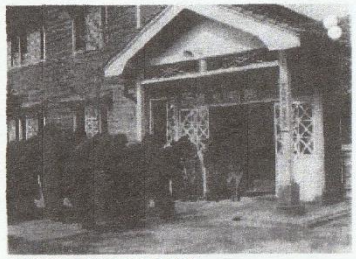
愛国寮から工場に向う女子挺身隊員

空腹を抱えての生活　外に出ることも許されず、「かごの鳥」みたいにじっとそこにいることしか許されなかったんです。富山の冬は寒く、暖房もありませんでした。寒くて眠れません。与えられた布団は敷き布団1枚と国防色の毛布1枚だけです。私は友だちとふたりで一組になり、下に敷布団2枚と毛布2枚にして、抱き合って寝ました。それでも寒くて眠気がきません。寝ながらふたり一緒に泣いていました。

不二越第一次訴訟（1992年9月提訴）は2000年7月11日最高裁で勝利和解しました。原告らに解決金を支払うとともに、原告が労働していたことを示す碑を会社構内に建立しました。

第二次訴訟は、2003年4月に提訴されましたが、2011年10月に最高裁は棄却しました。

原告は、2013年2月、韓国で不二越を提訴（その後、第2次、第3次提訴）。2019年1月に1～3次訴訟のすべての控訴審で原告勝訴判決が出されました。

13 小牧ダム・祖山ダムと朝鮮人労働

小牧ダム　砺波市庄川町小牧　13A

庄川水系初浅野総一郎創立の庄川水力電気会社により、1925（大正14）年に本格着工、加藤組が請負、1930（昭和5）年に竣工発電。1922年にダム建設が認可されたが、木材運搬用施設と魚道を取り付ける設計変更が行われた。小牧堰堤は高さ79m、堤頂長300m。当時、「東洋一のダム」と呼ばれた。水利権を取得した1919（大正8）年以降、木材業者が認可取り消しを求める庄川流木争議が続いた。

驚く可き不衛生
恰も豚小屋だ
風に乗ずる大船造工事
特派記者の厳探記
芳沼生

◀ダム工事での朝鮮人飯場の状況（1926年6月特派記者）
「驚くべき不衛生、あたかも豚小屋だ。板の上にむしろか板だけ、すし詰めで、ざこ寝している。糞尿・塵芥が悪臭放つ。」
同年5月約840名の朝鮮人ストライキ（→妥協）
1927年4月「日鮮土工の反目激しく、頻々たる殺傷」

祖山ダム　南砺市大字祖山字大沼　13B

昭和電力が1927年着工、佐藤工業が請負1930年に完成。その後、関西電力が引き継ぐ。山を挟み二つの堤体で構成、堰堤は高さ73m、堤頂長132m 堰堤の先の小山に慰霊碑があり、昭和電力が1933年建立。朝鮮人労働者を含む工事犠牲者31人の名前が刻まれています。

参考 嶺江節子ほか『黒部・底方の声』（桂書房）

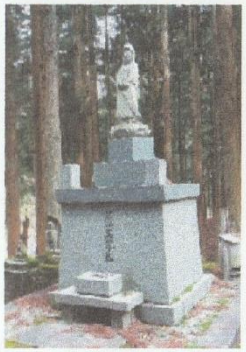

黒部電源開発　13C

黒部電源開発は1920年代から始まり多くの朝鮮人労働者が酷使され、隧道崩壊、ダイナマイト爆発、雪崩などの事故、「高熱隧道」の難工事で多数の犠牲者を出しました。

日本工業合資会社は1928（昭和3）年に供養塔を（温泉街・薬師寺前）、関西電力・宇奈月町は1987（昭和62）年に「萬霊之塔」を建立しています（温泉街に入る手前の墓地の上部）。内山駅西側の林の中には朝鮮人の遺骨を納めた「呂野用墓」（1937<昭和12>年10月9日死亡と刻む。約20人が納骨される）があります。

参考]堀江節子ほか『黒部・底方の声』（桂書房）

14 富山県にもあった捕虜収容所

1945年の終戦時には、富山県内6箇所に俘虜収容所（POW）があり約1600人を収容していました。太平洋戦争初期に約35万人の連合軍兵士を捕虜とした日本は、やがて労働力不足を補おうと、国内で使役する方針を立て、約3万6千人を国内約130箇所の収容所で酷使しました。富山の収容所は名古屋から疎開してきた分所です。

終戦後、米軍は収容所の屋根に「PW」と標記するよう命じ、B29などにより救援物資のパラシュート投下作戦を行いました。また占領軍は、捕虜の人道的待遇を定めたジュネーブ条約に違反したとして、関係者を戦犯（BC級）として摘発しました。

POW　補給作戦の投下写真（第7分所）

参考 真住喜重・工藤洋三・福林徹『捕虜収容所補給作戦B－29部隊最後の作戦』。『ビル・アンダーソンの昭和史』（原書房）には、第6分所での生活や富山大空襲の体験、戦後の補給を記しています。

第10分所　食事の列（米と味噌汁）1945年6月米軍撮影

7,8,9,11分所の地図は18-17に掲載

現在、収容所の跡は全くありません。
ただ、場所は特定されていますので、現地で当時を思い浮かべてください。

★ 第7分所 富山市下新50	使役企業 日本曹達富山製鋼所（現大平洋製鋼） 終戦時俘虜 195人（米）収容中死者1人	開設 1945年5月28日
★ 第8分所 富山市下奥井町1	使役企業 立山重工業（現富山化学工業） 終戦時俘虜 300人（英237加38葡18他7）収容中死者1人	開設 1945年5月10日
★ 第9分所 富山市東岩瀬町大広田	使役企業 日本通運岩瀬支店 終戦時俘虜 350人（米230英100他20）収容中死者1人	開設 1945年5月28日
★ 第11分所 富山市西宮大広田森	使役企業 日本曹達岩瀬製鋼所（現大平洋ランダム岩瀬工場） 終戦時俘虜 148人（蘭75米48英25）収容中死者2人	開設 1945年5月28日
★ 第6分所 高岡市能町	使役企業 北海電化伏木工場（現日本重化学工業） 終戦時俘虜 286人（英149米137）収容中死者13人	開設 1944年9月8日
★ 第10分所 高岡市能町立ノ上	使役企業 伏木海陸運送 終戦時俘虜 294人（米166蘭47英32豪27他22）収容中死者5人	開設 1945年6月18日

09 地域に残る戦争碑・忠魂碑、奉安殿

全域地図参照

富山県内の各地で、戦争に関わる遺物が残されています。「征清記念碑」「征露記念碑」・兵士碑や忠魂碑です。

忠魂碑には、文字だけのものも少なくありませんが、02にある「神武天皇像」や「地球と鷲」像もあります。入善のものは記紀神話の「三韓征伐」を行ったとされる神功皇后像です。04の奉安殿も小学校にあったものが寺社などに移されてかなり残っています。これらは身近に戦争の歴史を考える平和教材ともいえます。

富山県内の戦争関連の碑（特徴的なもの）

所在地	忠魂碑	戦争・兵士碑	奉安殿・庫
1 朝日町五箇庄コミュニティセンター前	○ E		
2 入善町入善神社※	○ A		
3 新屋・通宝寺			○
4 野中・あぐり館前	○ C		
5 上野神社	○ C		
6 黒部市明日・農村文化伝承館山本家			○
7 宇奈月町浦山・法傳寺		○	
8 魚津市木下新・神明社			○
9 川縁（かわべり）バス停南		○	
10 滑川市神明町・櫟原神社	○ B		
11 笠木（かさぎ）・138号線脇※		○	
12 上市町斉神新・三杉公園※	○ A		
13 郷柿沢・郷乃神社前		○	
14 立山町利田小学校北西端※	○ B		
15 野町・順正寺		○	○
16 舟橋村舟橋会館南	○		○
17 富山市針原小学校北西端	○ B		
18 新庄・全福寺			○
19 太田小学校南端		○	
20 岩瀬天神町公園※	○ A	○	
21 四方野割町	○ D		
22 41号線「下大久保6区西」信号西入る		○	
23 婦中町田島交差点※		○	
24 八尾町三ツ松・八幡宮※			○
25 射水市堀岡・福祉センター北側	○ D	○	
26 高岡市雨晴・義経社			○
27 氷見市朝日山公園	○ A		○
28 415号線上庄・獅子舞ミュージアム前	○ D		

※忠魂碑 A:神武天皇・神功・日本武尊像 B:地球と鷲 C:奉安殿の形 D:砲弾の形 Eその他

参考 尾田武雄「兵隊地蔵」（『北陸石仏の会研究紀要』第12号）

入善神社・神功皇后像

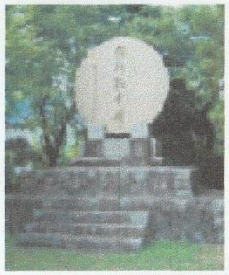

岩瀬公園・征清記念碑

砺波寺島・征露記念碑

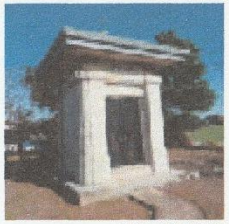

砺波市高波・奉安殿

黒部川電源開発と朝鮮人労働者

～朝鮮人飯場頭・金泰景氏を中心に～

コリア・プロジェクト＠富山堀江 節子

■ 黒部川電源開発と朝鮮人労働者

植民地支配と戦争がなければ、黒部川電源開発は行われなかった。

関西資本の日本電力によって、戦争をする度に「柳河原」、「黒二」、「黒三」とダムと発電所が黒部川の上流へと造られていった。

富山県内では、1910 年代中ごろから朝鮮人労働者が見られるが、1925 年前後には一つの現場で 4000 人が働いていたこともある。工事現場の有無や季節要因により移動性が高く、人数の把握は難しい。

日中戦争が泥沼化する中で、関西では軍需物資生産のために電力が不足し、「黒二」「黒三」の完成が急務とされた。日本人労働者が戦場へと送られたあと、これに替わることができるのは朝鮮人労働者しかいなかった。

元々、電源開発は工場誘致とセットになっていた。1935 年、内陸部と富山湾と直結する運河が完成し、多数の軍需工場が建ち並んだ。法的な強制連行が行われたのは 1939 年からだが、それ以前から建設労働者や工場労働者として働いていた。ちなみに 1944 年の富山県の機械工業生産額は全国 6 位だった。

終戦時には 25,000 人が在住、その年のうちに動員された労働者のほとんどは帰国した。

■ 概要

富山の近代化は、ツルハシとスコップとダイナマイトを手に最底辺で働いた朝鮮人労働者なしには考えられない。日本語が話せないため、ほとんどが土木作業員だったが、富山の特徴としてダム建設現場が多く、中でも危険な隧道工事に従事していたことが事故報道からわかる。

危険な労働環境と酷使、低賃金、空腹、不衛生な生活環境、補償のなさなどは、日本全国どこでも同じだった。しかし、危険すぎる「黒三」建設現場では多少違った。朝鮮人が発破作業や隧道工事を引き受けた。代替がきかない仕事と、団結とストライキとを武器に電力会社や元請けの組と労働条件を交渉して、奴隷労働に甘んじることなく自らの地位を築いた。

そうした運動におけるリーダーのひとりに隧道工事を専らにする金泰景氏がいた。1924 年の県内最初の労働組合結成時から現場にいて、その後黒部に移動し、ここでも 1935 年に富山内鮮労働親愛会宇奈月支部を立ち上げた。翌年思想事件で逮捕されるが、1 年半後に起訴猶予で出所し、直後に引き受け手がないままになっていた「高熱隧道」の工事を引き受ける。1939 年夏には隧道工事を完成し、翌年秋、関西への送電が始まった。

金氏は、労働運動で頭角を現したが、仕事においても配下の労働者は隧道工事のスペシャリスト集団を形成し、1000 人以上いた黒部川の朝鮮人のまとめ役となっていった。さらに、親会社の後押しで金田組を立ち上げた。金田組は、ダム建設や隧道工事など親会社の「看板事業」の担い手となり、空襲を避けるための地下工場建設などを特命で請けた。

その一方、事故処理や補償交渉などで好条件を得るために親会社や行政と親しい関係を持つ

ようになり、追加の調査が必要だが富山県協和会の結成（1939 年末）に協力したと思われる。その後、工事場ごとに常会が作られ、黒部峡谷の末端の工事場まで皇国臣民化がいきわたることになった。

終戦後の 11 月、金泰景は家族とともに故郷の済州島に帰る。四・三事件で大きな被害にあいながら再び立ち上がって建設会社を経営し、済州空港などの建設にも加わった。現在、戦後に生まれた息子 3 人が生存しており、面役場建設時に大金を寄付した記念の碑なども確認されている。今後の課題は、済州島に帰ってからの金泰景自身の来歴を取材し、宇奈月関連の資料が残っていないか調査することである。

第13回強制動員全国研究集会
「語りつぐ強制連行の歴史ー富山（北陸）編」

黒部川電源開発と朝鮮人労働者

～金泰景氏を中心に～

2021年2月20日

堀江 節子
コリア・プロジェクト＠富山

富山県強制動員企業・工事現場　32社

『戦時朝鮮人強制労働調査資料集』竹内康人

黒部川電源開発と朝鮮人労働者
～金泰景氏を中心に～

1. 黒部川電源開発
2. アジア太平洋戦争と「黒三」工事
   - 水平歩道ー資材の運搬
   - ホウ雪崩事故（志合谷・阿曽原など）
   - 高熱隧道
3. 富山県における朝鮮人労働運動
4. 金泰景さんの物語

1. 黒部川電源開発

- 1927年完成　黒部第一発電所
  （柳河原発電所）
- 1936年完成　黒部第二ダム/発電所
  （木屋平ダム）
- 1940年完成　黒部第三ダム/発電所
  （仙人谷ダム）
- 1963年完成　黒部第四ダム/発電所
  （黒部ダム）
- その他　用水路の落差を利用した発電所

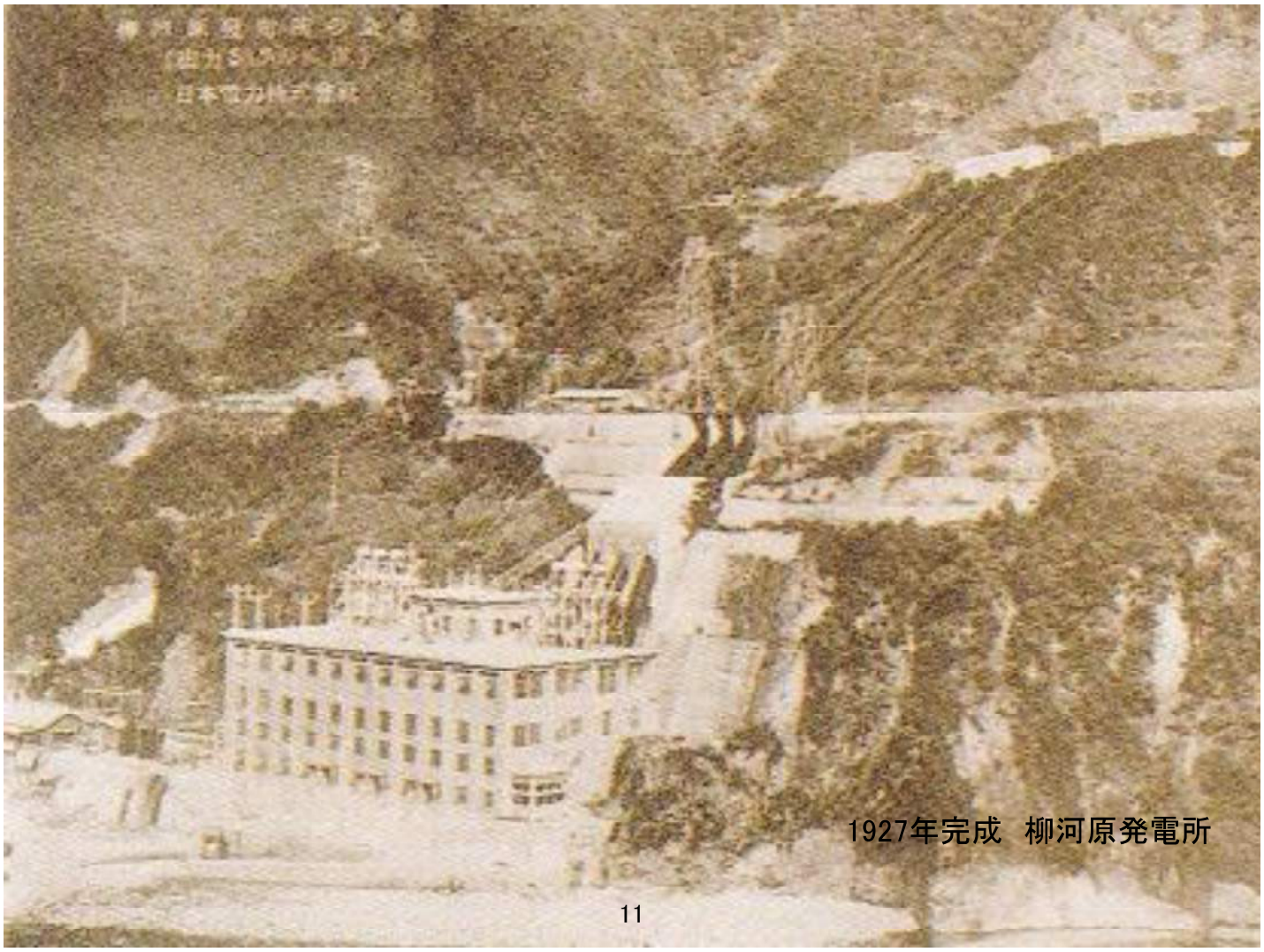

1927年完成　柳河原発電所

1936年完成　黒部第二ダム(木屋平ダム)

1936年完成　黒部川第2発電所

2. アジア太平洋戦争と「黒三」工事

難題

切り立った崖の桟道

資材運搬用のトンネル掘削

ホウ雪崩事故（志合谷・阿曽原など）

高熱隧道　岩盤温度百数十度

仙人谷ダム

水平歩道　片隧道

場所によっては幅が50センチほどしかない

出典：関西電力制作映画「黒部をひらく」

資材運搬用トンネルの掘削

飯場を襲うホウ雪崩

－1938年 志合谷ホウ雪崩

－1940年 阿曽原ホウ雪崩

－厳冬期、雪解け時期、無数の雪崩が宿舎を襲い命を奪う

志合谷雪崩事故　1938年12月

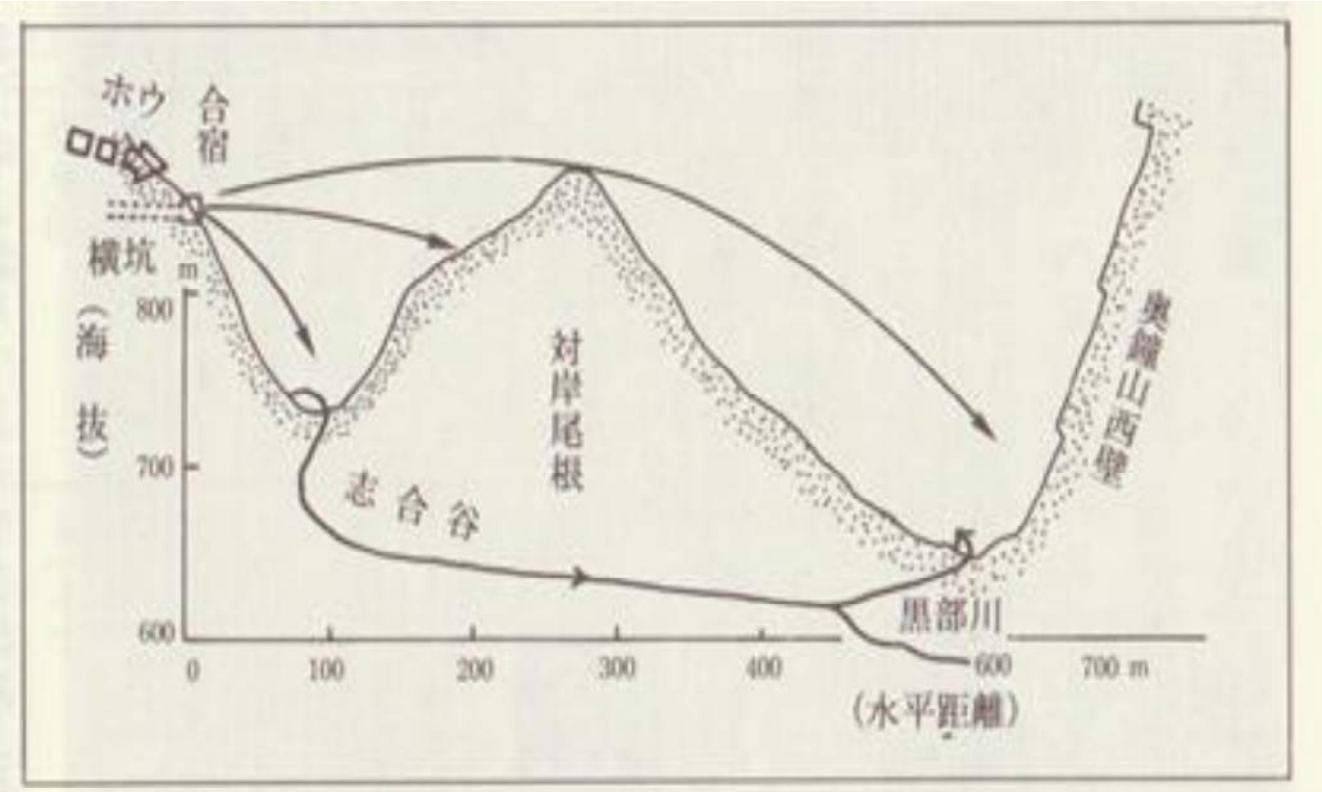

図4　志合谷合宿舎飛跡想像図（「真説・高熱隧道」より）

北海道大学低温科学研究所　清水弘

黒部仕合谷の大なだれ遭難續報

死者卅六名に上り
四十七名も絶望視さる
生存者は四十七名、負傷者は九名
三百五十名で救助に必死

判明した遭難者の氏名

昨日樺平まで
死傷者を収容
四階建の建物が谷めがけ吹っ飛ぶ
旋風と雪崩に八丈の櫓が倒壊
一名這出して急報

鷹村部隊勇士

救援隊五百餘名
保安、勞務課長も急行

猛吹雪に救助難

生死不明の者も
多分、絶望だらう
不可抗力だが申わけはないと
菅澤警察部長語

1938.12.29　富山日報

赤枠：犠牲者の本籍地
青枠：9師団35連隊の戦況
南進する日本軍の戦況とともに、事故が報じられる。

1938年12月29日　富山日報

天皇からの見舞金によって、事故処理もそこそこにわずか３日後に工事が再開された。

拜受證

一金　八圓五拾錢也

但昭和十三年十二月二十七日黑部奥山志合谷大崩雪遭難御救恤御下賜金

右謹テ拜受候也

昭和十四年十月三十一日

富山縣知事　矢野兼三殿

阿曽原ホウ雪崩事故　1940年1月

黑部阿曾原の雪崩慘事續報

行方不明が廿六名

重輕傷三十五名に上る

救援隊猛吹雪で現場へゆけず

今朝になり百名漸く捜査開始

行方不明者全部

深雪の中で凍死か

二十六名のうち本縣人は四名

重輕傷者三十五名

けふ下山させて手當中

重傷十一名のうち本縣人二人

猛吹雪で避難中

不可抗力の旋風から惨事

佐藤組最善の方法を盡す

1940年12月29日　富山日報

高熱の隧道工事

岩盤温度が百数十度になり、ダイナマイトが自然発火する状態だった。
坑内の温度を下げるために横坑を増やし、アンモニア冷凍機で送風し、
黒部川の水を汲み上げて岩盤を冷やす対策がとられた。

高温の坑内は水が蒸発して霧がかかった状態で、
長時間滞在できないので、キリハの作業員４人に
２人の水かけ夫と、その後ろに二人の補助員をつけ、
8人・2チームで交代した。

労働者への栄養補給や休憩など工夫して、作業は継続された。

完成直前まで、ダイナマイト事故は続いていた。

この隧道工事を引き受けた親方が、金泰景さんでした。

人命よりも、電気が大事

- 関西での軍事物資生産のため、ダムの完成が急がれた
- 戦争に勝つためには送電は「至上命題」
- 日電は、安全対策を含め、資材や研究にどれだけお金がかかってもいいとした。
- 毎日50人もが負傷をする中で、人員を確保するための費用や食費も必要なだけ出した。
- 「いつでも、好きなものを好きなだけ食べられた」との証言

朝鮮人だから酷使した？

・高賃金でたくさんの人を集める必要があった
　ー日本人、「半島人」と区別していられなかった。
　ー危険すぎて、高熱隧道に日本人はいなかった。
・「出来高払いで、報酬に民族差別はなかった」
・朝鮮人は約3分の1と言われる。
・朝鮮人はより危険で、より賃金の高い隧道工事、発破作業を行った。
・だから、仕送りし、家族を呼び寄せることができた。
・それでも差別はひどかった・・・。見張られている。

1910年代後半から富山へ

- 1923年ころから水電工事場に急増した。
- 地域は治安問題、経済問題として対応した。
- 冬期は積雪で工事ができないので解雇になった。
- もともと不況・恐慌で、仕事が少なくなっていた。
- 電力需要が減り、電源開発が中止になった。

- 1930年前後から、ストライキが多発。
  請負金額が低い分、安全対策が疎かになった。
  事故の補償交渉を行い。賃上げ・労働時間短縮・安全対策を要求した。

1923年ころから水力発電工事場に急増

縣内へ流れ來る
鮮人の勞働者
今では二、三百人にも及ぶ
爲に勞働賃金も自然緩和

▼1923年5月23日北陸タイムスタ刊

水電氣其他の工事地帶の
危險防止と風紀取締
の爲土工人夫集團の
大工事場へ一定期間
巡査を駐在せしめん

▲1923年5月5日北陸タイムスタ刊

治安問題、経済問題として対処する

▼1924年10月5日北陸タイムスタ刊

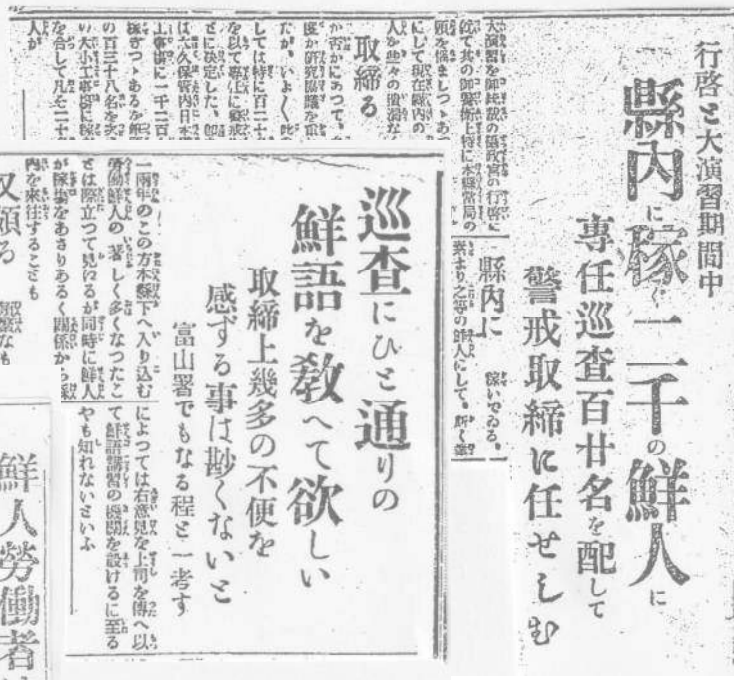
行啓と大演習期間中
縣内に一千の鮮人に
專任巡査百廿名を配して
警戒取締に任せしむ

巡査にひと通りの
鮮語を教へて欲しい
取締上幾多の不便を
感ずる事は尠くないと
富山署でもなる程と一考す

鮮人勞働者は
廉くて働く
本縣丈けでも約三千名
驅逐される内地勞働者

▲1925年2月1日北陸タイムスタ刊

◂1923年8月20日北陸タイムスタ刊

冬期は積雪で工事ができないので解雇に

昭和恐慌で仕事がない／電力需要が減り、工事も中止

1927 年4月28日北陸タイムスタ刊

鮮人の血を吸ふ
不良親分
當局の眼をかすめ
尚縣下に四十餘人

寒さと不景氣に
鮮人めつきり減る
視察と調査の手數もはぶけて
富山署もいさゝか氣やすめの態
移動の頻繁は
要するに金だ

1925年11月12日北陸タイムスタ刊

組合結成とストライキで、
賃上げ・労働時間・事故補償・安全対策交渉

全部退去せしめ
尖鋭土工を
中央土木愛本工事場の
爭議は圓滿に解決

1935年6月7日富山日日

愛本縣電の土工
百十二名が不穏
賃銀問題で飯場側と衝突し
昨夕からストライキ

1935年6月5日富山日報

富山県における朝鮮人労働運動
全国的な労働運動と連携して

- 1924年　相愛会富山支部、蟹寺で創立
- 1925年　在日本朝鮮人労働総同盟を結成、相愛会富山支部は、北陸朝鮮労働組合に
- 1927年　富山県白衣労働組合を結成
- 1931年　富山土木建築労働組合結成
- 1933年　全協系富山土建労組発会式前に官憲が乗り込み解散

朝鮮人の労働運動

- 1934年　親睦団体富山内鮮労働親愛会結成
- 1935年　金泰景さん　富山内鮮労働親愛会
  宇奈月支部結成
- 1936年　金泰景さんを含め、19名検挙
  ほとんどの運動がつぶされる
- 1938年　3月判決
  金泰景さん、起訴猶予で出所

※ 自分たちがいないと、工事が進まないので
強気で交渉した

金泰景さんが逮捕された思想事件

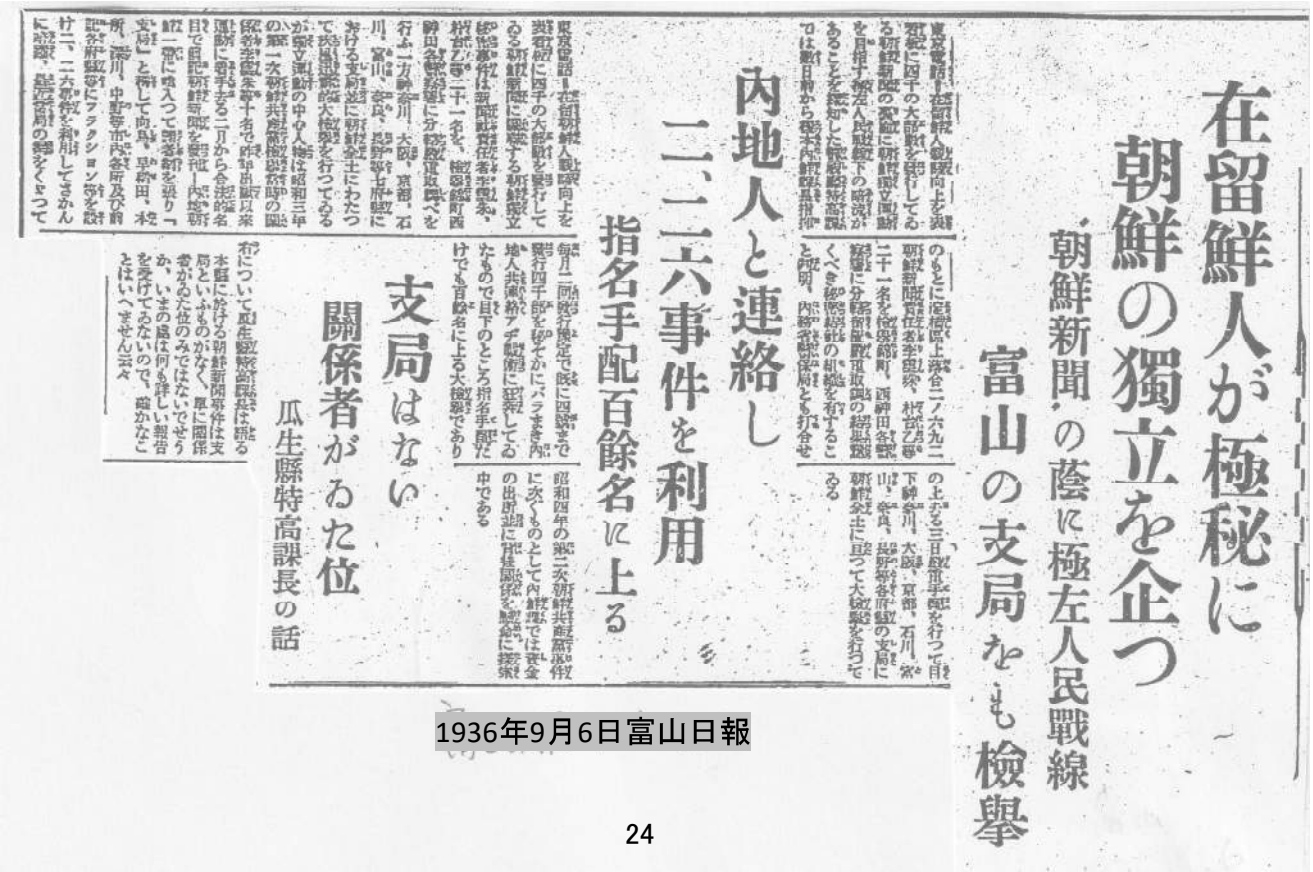

在留鮮人が極秘に
朝鮮の獨立を企つ
「朝鮮新聞」の蔭に極左人民戰線
富山の支局をも檢擧

内地人と連絡し
二、二六事件を利用
指名手配百餘名に上る

支局はない
關係者がゐた位
瓜生縣特高課長の話

1936年9月6日富山日報

4. 金泰景さんの物語

～黒部の朝鮮人の世話役～

1900年　前後済州島に生まれる。
1924年　相愛会富山支部立ち上げ時
　　飯場頭として、蟹寺発電所工事に従事
1932年　前後 「黒二」建設のため、宇奈月へ移動
1935年　富山内鮮労働親愛会宇奈月支部結成
1936年　9月　18人とともに検挙される。
1938年　1年半拘束後、3月に出所、
　　4月に高熱隧道工事を引き受ける。
1938年　12月27日に、志合谷ホウ雪崩87名死亡
　　後始末に奔走し、補償金の交渉をする。
1939年　7月資材運搬用隧道が完成、
　　その後水路工事に取り掛かる。
1940年　1月阿曽原ホウ雪崩で、自分の飯場が被災。
　　「黒三」完成前後、親会社の社長に推されて、
　　小頭十数名を配下に「金田組」を立ち上げる。

1939年　12月29日富山県協和会結成　4000名
1940年　9月22日　黒部工事場で常会結成　200名
1940年　台湾の「天冷発電所」工事見積に、
会社社長と飛行機で行く。
1944年　敗戦間近、親会社は地下工場を特命で
請け負うようになる。
配下の小頭が現場監督をした。

※　隧道工事のスペシャリスト集団として、会社の
看板になると同時に、協和会の活動に協力
※　強制動員の人たちともに、社員は家族ぐるみで
工事現場を移動したことが追跡できる。

金泰景さんの戦後

・敗戦ー解放直後、親会社は食糧品などを配り、帰国費用を
出した。金泰景さんも家族とともに11月には済州島に帰る。
・済州島で建設会社を立ち上げ、済州空港建設などにも携わる。
・四・三事件では親戚などもたくさん亡くなっているが、
金泰景さんは獄中にいて命拾いした。
・1965年前後に亡くなった。

- 帰国してからのことを知りたいと調べてもらったところ、
村上尚子さんと金昌厚さんが探し当てた。
面役場建設に大金を寄付をしたという石碑があり、
息子3人が存命であることがわかった。
- 韓国に行けるようになったら、調査に行く予定。

- 日韓関係をよくするためには、事実を共有することが大切だと考え、自分の足元の黒部電源開発を見直した。
- 1．黒部電源開発に関わる諸々の事実は、過去の問題ではなく、原発など現在の課題につながる問題である。
- 炭鉱、電源開発、原子力発電所など基幹エネルギーに関しては、人命もお金もどれだけつぎ込んでもいいし、自然破壊も恐れないという国の方針は現在も一貫している。
- 2．徴用工、勤労挺身隊、「慰安婦」問題などは、現在の外国人労働者とつながる問題である。同時に「在日」に対する差別や排除にも共通する。国籍、性別、年齢、出自、学歴、障害の有無などを多様性や個性ととらえ、違いがあっても認め合う社会にする必要がある。
- 3．防衛の名のもとに、アメリカから兵器を爆買いし、国内でも兵器製造が進められている。日本人の平和に対する考えと努力が劣化、周辺諸国に脅威をあたえている。
- 4．日韓関係を考えるときに、植民地支配の事実に立ち返り、被害を受けた側に立って、日本は何をすべきなのか考える必要がある。

薬師寺墓地「萬霊之塔」そばの地蔵三体

不二越強制連行訴訟
現場からの報告

不二越強制連行・強制労働訴訟を支援する北陸連絡会

軍需工場として戦争で急成長した不二越

富山県

・水力発電　全国最大の電力生産県

・1945年、全国6位の軍需工業県
　水力発電をはじめとした土木工事に朝鮮人や中国人労働者を動員

不二越

・1928年、機械工具国産メーカー、従業員34名で富山市に創業

・1938年、高級特殊鋼の生産を開始、売上高急増

・海軍軍需工場として発展

・1944年、軍需会社として指定される

・主要生産品ー航空機・軍艦・戦車・軍用自動車などのベアリングや軸受

・1945年には全国に18か所の工場、従業員約4万人ー徴用や学徒動員、女子勤労挺身隊などが1万人を占める

軍需會社第一回指定
生産增强に新紀元
指定軍需會社は百五十社
不二越、日本鋼管、昭和電工、日本マグネも

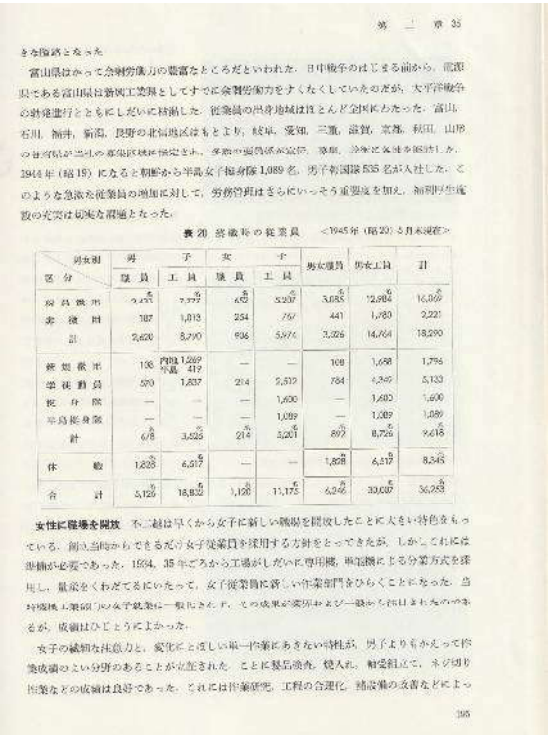
第二章 35

きな転換となった。

富山県はかって余剰労働力の豊富なところだといわれた。日中戦争のはじまる前から、電源県である富山県は新興工業地としてすでに余剰労働力をすくなくしていたのだが、太平洋戦争の勃発進行とともにさらに枯渇した。従業員の出身地域は西とんど全国にわたった。富山、石川、福井、新潟、長野の北信地域はもとより、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、秋田、山形の各県が当時の募集区域に指定され、奉職の要請が殺到、職場、冷暖と各地を駆逐した。1944年（昭19）になると朝鮮から半島女子挺身隊1,089名、男子徴用工535名が入社した。このような急激な従業員の増加に対して、労務管理はさらにいっそう重要度を加え、福利厚生施設の充実は切実な課題となった。

表20 終戦時の従業員　<1945年（昭20）5月末現在>

区分	男子 職員	男子 工員	女子 職員	女子 工員	男女職員	男女工員	計
現員徴用	3,245	7,777	652	5,207	3,085	12,984	16,069
応徴員	187	1,013	254	767	441	1,780	2,221
計	2,620	8,790	906	5,974	3,526	14,764	18,290
被徴兵	138	内朝鮮 1,269 半島 419	—	—	138	1,688	1,796
学徒動員	570	1,037	214	2,512	784	4,349	5,133
挺身隊	—	—	—	1,600	—	1,600	1,600
半島挺身隊	—	—	—	1,089	—	1,089	1,089
計	708	3,525	214	5,201	892	8,726	9,618
休職	1,228	6,517	—	—	1,228	6,517	8,745
合計	5,126	18,832	1,120	11,175	6,246	30,007	36,253

女性に職場を開放　不二越は早くから女子に新しい職場を開放したことに大きい特色をもっている。開戦当時からできるだけ女子従業員を採用する方針をとってきたが、しかしこれには準備が必要であった。1934、35年ごろから工場がしだいに専用機、単能機による分業方式を採用し、量産をくわだてるにいたって、女子従業員に新しい作業部門をひらくことになった。当時機械工業部門の女子就業は一般にきらわれ、その成果が疑問視されて一般から注目されたのであるが、成績はひととうによかった。

女子の繊細な注意力と、変化にとぼしい単一作業にあきない特性が、男子より有かえって作業成績のよい分野のあることが立証された。ことに製品検査、焼入れ、軸受組立て、ネジ切り作業などの成績は良好であった。これには作業研究、工程の合理化、補設備の改善などによっ

195

不二越25年史より

女子勤労挺身隊1089名、男子徴用工535名を動員

優秀な人たち　6ヶ月を要して習熟するミーリング作業を3ヵ月で終了したものも多かった

右から　安喜洙さん、崔姫順さん

被害の実態

- 国家、富山県、不二越が一体となって募集
- 詐欺、欺罔
  生け花、タイプライター、女学校に行ける
- 軍事教練、軍隊式生活
- 重労働、深夜勤務、けが
- 空腹と空襲の恐怖　PTSD
- 手紙の検閲、自由を奪われた監視下での生活
- 戦後も続く被害　「慰安婦」との混同

右手人差し指を切断した崔福年さん

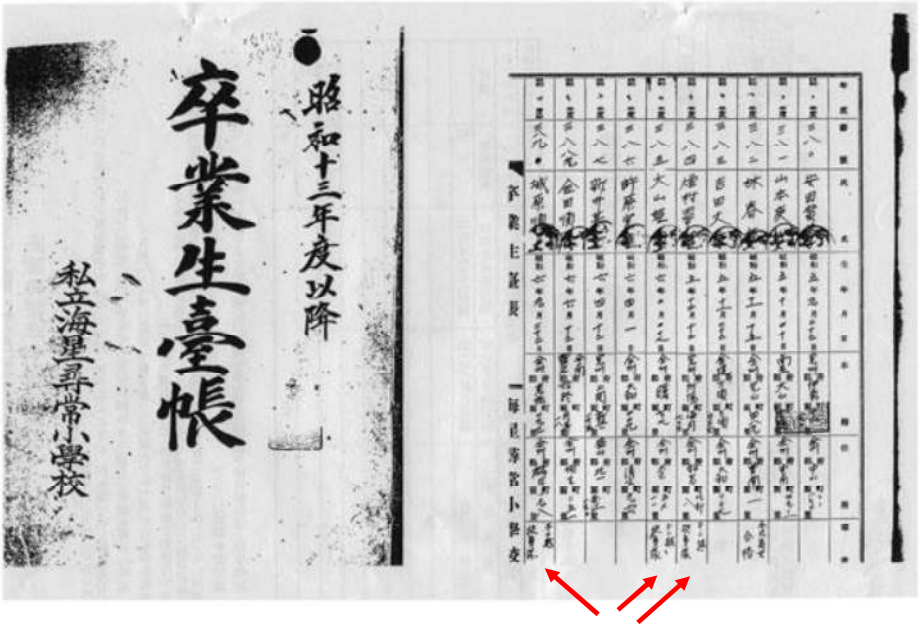

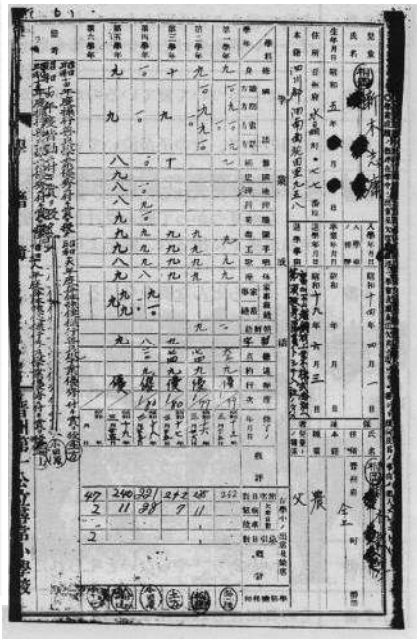

学籍簿　女学校にあこがれた成績優秀な少女たちを動員した
「不二越挺身隊」と書かれている

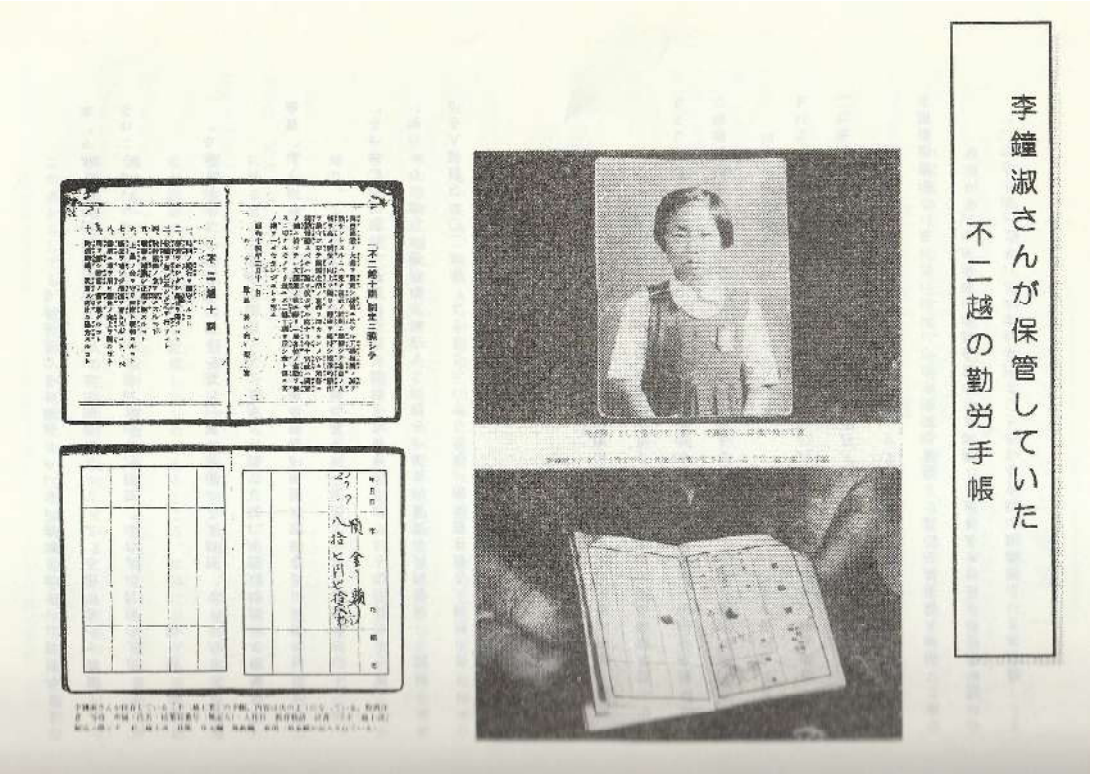

日本新聞

1992.9.4 北日本

不二越から逃亡、軍人に捕まり…

長野・松代の慰安所に

元朝鮮人女子挺身隊員の姜さん

調査で可能性高く

来富のため再来日も

辛さに耐えかねて逃亡する人も

不二越の記録では
入社直後に逃亡者3名
逃亡者14名

「慰安婦」にされた姜徳景さん

不二越構内神社で集合写真

帰国を喜ぶ少女たち　博多港

女子挺身隊員歸國

大部分皮膚病ヨリ不健康

「毎日新報」1945,10,27

日本鋼管訴訟(1991～)と不二越訴訟 (1992～)

- 1991年、金景錫さんが日本鋼管を提訴
- 日本鋼管でクレーンの運転手
- 1943年4月、会社の朝鮮人差別に怒った徴用工たちが謝罪を求めてストライキに立ち上がった。首謀者とみなされ、憲兵、警官、会社従業員らに天井から吊り下げられ、木刀でひどい拷問を受け、右肩関節の連動制限の後遺障害が残った。
- この事件が「特高月報」に記されていた。それを証拠として、拷問による障害の賠償と謝罪を求める手書きの訴状を携え、単身日本の裁判所に訴えた。1999年4月、東京高裁和解
- 4・19革命、朴軍事政権下での民主化闘争、1987年6月抗争の勝利によって、公然と日本の戦争責任追及の闘いを開始した。

金景錫さん、
神奈川シティユニオン・韓国人労働者が駆け付ける

第二の独立運動として 1992年9月、不二越を提訴

- 1992年、金景錫さんが原告団長となり、徴用工1名、女子勤労挺身隊2名の計3人が原告となって不二越を提訴
- 原告団は不二越闘争を、植民地支配と闘った民衆運動の遺志を引き継ぐ「第二の独立運動」と位置付けた
- 闘いの節目には、尹奉吉義士暗葬の地を墓参
- 尹奉吉義士の遺体は人知れず金沢市野田山墓地のゴミ捨て場への通路に埋められた。戦後、在日の努力で遺体が探し出され、その場に追悼碑を建立し、暗葬の地として守られている。

植民地支配・強制連行・戦後を考える連絡会の結成　1996.7

- 李鎮哲さん　連絡会共同代表
  地方参政権訴訟の原告
- 民族差別と闘う在日は、「ついに祖国から植民地支配の責任を追及する仲間が来た」と、喜びと感動を持って迎え入れた。民団と原告団の交流会。

- 戦争体験者、徴用工と一緒に不二越で働いた人たちは、被害者たちが「再びやって来た」ことに強い衝撃を受けた。加害者としての責任を今まで不問にしてきた自分が厳しく問われていると重く受け止めた。証言する原告を前に、涙で顔を上げられなかった。70代の彼らは、老後の資金を不二越闘争に注いだ。

李鎮哲さん

株主となって総会に参加　1998年2月

不二越正門前ハンスト　1998年7月

全国集会・デモ、門前ハンストを闘う原告団
不二越は「話し合いで解決」を決断した

1998年4月、全国集会・デモ

1998年7月、門前ハンスト
　　写真右から李鎮哲さん、金景錫さん
控訴審判決1998年12月

2000年7月、不二越最高裁「和解」に至る歴史的背景

1980年5・18　**光州蜂起**

1987年6月抗争　**文民政権誕生**
1991年11月　宮沢首相訪韓
　　金学順さんの告発、
　　日本軍「慰安婦」、徴用工訴訟
1993年　河野談話
1995年　村山談話
1998年　金大中大統領・小渕首相
　　日韓パートナーシップ宣言

　1990年代後半～歴史修正主義、教科書攻撃
1997年　日本会議
2001年　ダーバン宣言

2006年　安倍政権

1. 韓国の民主化闘争勝利の地平
　→　宮沢首相訪韓
　　「個人の請求権はある」

2.　日本での訴訟が始まる
　※原告らは「日本で裁判に訴えれば賠償される」と思った。

(1996年地裁判決、事実関係を認めたが時効により棄却。時効の起算点を1991年とした。)

3.　日韓パートナーシップ宣言
「植民地支配により多大な損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫び」

※運動によって日韓条約は「見直されていた」

弾圧を跳ね返し、最高裁「和解」へ

1999年12月　警視庁による大弾圧

・事務所に繰り返された捜索。支援者20数名を連行し取り調べ、家宅捜索、事務局の逮捕

・韓国　金景錫さんKCIAの監視

・不二越代理人にも

歴史を動かすのは民衆の闘い

**　カリフォルニア提訴についての認識**
―日米同盟の下では、ヘイデン法に幻想を持たないと決めて闘う。

※<u>不二越が和解した理由はカリフォルニア提訴ではない</u>

**　原告3人以外の4人の被害者と太平洋戦争韓国人犠牲者遺族会と会長の金景錫さんと和解**

**　構内に「碑」を建設、「解決金」3500万**

※「謝罪のない和解反対」や批判もあった。

和解翌日　不二越社長記者会見発言「謝罪ではない」。会社への圧力がいかに大きかったかを物語っている。

「日韓条約で解決済み」に風穴を開けた

第二次訴訟　2003年4月提訴

勤労挺身隊22名、徴用工1名、計23名

2001年、被害者らが来日し不二越訪問、面会拒否―訴訟へ

韓国全土に広告を出し、新たな原告を募る。
関釜裁判原告3名が加わる。

2002年、弁護団と支援会を結成

北陸3県の若い弁護士が手弁当で
在日、宗教者をはじめ市民が参加
訪韓、来日を繰り返し訴訟を準備

2003年4月、第二次提訴

・韓国不二越ソウル営業所抗議行動
・サムスン電子への申し入れ
・韓国国会議員の署名運動など

寝食をともに　原告の生きざまに学ぶ

事務所にて　キムチ作り、夕食会

国と不二越は
補償せ！
不当判決
国・不二越の
違法行為を認定

二越は
・補償せよ！
不当判決
8/9 不二越新訴判決
記者会見
国・不二越の
違法行為を認定
강제연행
미불노임
NACHI는

사죄하고 배상하라！

不二越門前行動　雨の日も雪の日も門前に立つ

山田昭次さん

寺尾光身さん

こうした闘いの成果として、今日も不二越の敷地内での集会が実現している。

七尾中国人強制連行被害者遺族も参加

控訴審不当判決を弾劾　勝利するまで闘う　2010.3

控訴審判決　警察が原告を排除

東京本社行動、院内集会、国会議員との面談など

東京本社前、神奈川シティユニオンの外国人労働者たちが多数駆けつける

2015年　川崎ふれあい館訪問
在日ハルモニたちとの交流

2013年　韓国で提訴

ソウル地裁

2011.9.28　韓国外交通商部訪問

ヘイトスピーチに抗議　日本大使館前

闘いは引き継がれる　2015年～日韓青少年交流

不二越正門前

青少年交流　光州から高校生来日

ろうそく革命ー大法院判決　新たな地平

2020年、大統領府主催新年食事会
金正珠さん、李容洙さん、金性珠さん

- 原告ら各地の集会で発言、学生たちが自宅を訪問

仁川市が不二越勤労挺身隊被害者の口述集発行

仁川在住の李慈順さんの証言。図書館、学校、公共施設などに配布される。2021年2月

市民のカンパにより、韓国で勤労挺身隊被害者の自伝出版

映像提供　西中誠一郎さん

日本の侵略・植民地支配
150年の歴史を問う

亡くなられた原告や支援の皆さんの遺志を引き継いで闘います。

資料

原告番号	名前	日本名	生年月日	厚生年金被保険者台帳記号番号	資格取得年月日	資格喪失年月日	資格期間	脱退手当金	備考	韓国提訴	
1	李福實	木村福實	1932.1.10	3300-135260	1944.10.1	1945.8.31	10月	18円		○	
2	朴貞淑	竹山春枝	1925.4.7	3300-135285	1944.10.1	1945.8.31	10月		死亡		
3	張点順	長田松子	1930.6.29	3300-135297	1944.10.1	1945.8.31	10月		死亡	―	
4	李慈順	博田泰子	1932.1.5	3300-157336	1945.3.1	1945.8.31	5月	―		○	
5	朴鳳姫	杉本貞子	1930.11.30	3300-167265	1945.3.1	1945.8.31	5月	―	遺族提訴		
6	李今順	茂松今順	1931.12.20	3300-168906	1945.4.8	1945.9.1	5月	―		○	
7	全玉南	松田吉子	1930.5.6	3300-134898	1944.10.1	1945.8.31	10月			○	
8	徐錦蓮	達川幸子	1931.4.1	3300-134468	1944.10.1	1945.8.31	10月			○	
9	林永淑	林永淑	1932.3.18	3300-157559	1945.3.1	1945.8.31	5月	―	遺族提訴	○（遺族）	
10	朴道一	森本道一	1922.1.30	3300-146783	1944.12.1 1945.4.10	1945.4.10 1945.8.30	8月	―	死亡	○（遺族）	
11	羅贊德	青山清美	1928.10.24	3300-134476	1944.10.1	1945.8.31	10月				
12	安喜洙	安本英子	1930.8.28	3300-134902	1944.10.1	1945.8.31	10月	18円		○	
13	韓英順	西原英子	1932.8.8	3300-157184	1945.3.1	1945.8.31	5月	―	遺族提訴		
14	裴順禮	ヒモト　ジュンレイ	1933.2.23	3300-157241	1945.3.1	1945.8.31	5月	―		○	
15	成順任	成田順任	1929.1.15	3300-157422	1945.3.1	1945.8.31	5月	―	死亡	○（遺族）	
16	金正珠	金光明子	1931.8.2	3300-157491	1945.3.1	1945.8.31	5月	―		○	
17	羅花子	羅本花子	1931.8.14	3300-157512	1945.3.1	1945.8.31	5月	―		○	
18	金啓順	金山啓順	1929.6.22	3300-157479	1945.3.1	1945.8.31	5月	―		○	
19	徐錦南	達川玲子	1929.4.29	3300-134463	1944.10.1	1945.8.31	10月				
20	柳贊伊	ヤナガワ　サンイ	1928.2.3	3300-134871	1944.10.1	1945.8.31	10月	21円、受取拒否	死亡	○	
21	朴小得	新井小得	1932.1.15	3300-134522	1944.10.1	1945.8.31	10月		死亡	○（遺族）	
22	朴順福	新木志庸	1930.8.3	3300-134861	1944.10.1	1945.8.31	10月		死亡	○	
23	崔姫順	大山姫順	1931.2.17	3300-157376	1945.3.1	1945.8.31	5月	―		○	

ウ　そして，少なくとも，勉学の機会があるかのように欺罔して勤労挺身隊へ勧誘し参加させることは，勤労挺身隊に係る法令上予定されていた手続，手段を超えるものといわざるを得ず，上記のような欺罔行為は十分な判断能力を有さず進学の機会が限られていた若年の女子に対し，いわばその弱みにつけ込むものであり，かつ，１０代の女子の将来に大きな影響を与えるものであって，明治憲法下の法制においても違法と評価される勧誘方法であったというべきである。また，前記のとおり国民学校や官庁を通じて地域を問わず広くそのような勧誘行為が行われていることに照らせば，そうした勧誘行為は，官吏個人の職権逸脱濫用にとどまらず，被控訴人国が，労働力不足を解消するための国家政策ないしその一環として行った権力的作用に当たる行為と評価せざるを得ないのであり，また，被控訴人会社においても，写真や映画を利用しつつ，勉学等の機会が保障されているかのような宣伝を行って勤労挺身隊員を勧誘することに積極的に関与，協力したものと評価せざるを得ない。

エ　したがって，前記のような欺罔により若年の本件勤労挺身隊員を勤労挺身隊へ勧誘し参加させたことについては，被控訴人国の国家無答責の法理に係る主張は採用できず，かつ，被控訴人らの共同不法行為に該当するものというべきである（ただし，被控訴人国との関係では，被控訴人国に対する請求をしていない控訴人番号２０ないし２２を除く。）。

控訴審判決より　2010年3月8日
名古屋高裁金沢支部

・・勉学の機会があるかのように**欺罔して勤労挺身隊へ勧誘し参加させることは，勤労挺身隊に係る法令上予定されていた手続，手段を超えるものといわざるを得ず**，上記のような欺罔行為は十分な判断能力を有さず進学の機会が限られていた若年の女子に対し，いわばその弱みにつけ込むものであり，かつ，１０代の女子の将来に大きな影響を与えるものであって，**明治憲法下の法制においても違法**と評価される勧誘方法であったというべきである。

.

・・国家無答責の法理に係る主張は採用できず，かつ，被控訴人らの**共同不法行為に該当**するものというべきである。

和解条項

一　被上告人兼相手方（以下「被上告人」という。）と、上告人兼申立人三名（以下「上告人三名」という。）並びに利害関係人徐廷烈、同金喜庚、同梁春姫及び同権炳淑（以下上告人三名と右利害関係人四名とを併せて「上告人等七名」という。）並びに利害関係人太平洋戦争韓国人犠牲者遺族会及び同金景錫（以下右利害関係人両名を「利害関係人二名」という。）とは、第二次世界大戦中、上告人等七名が被上告人において労働したことについて真摯に受け止め、本和解をもって一切を解決するものとする。

二　被上告人は、当時、上告人等七名を含む日本国内外の多くの人々が、被上告人において労働したことをあらわすため、被上告人の会社構内に碑を設置するほか、上告人等七名及び利害関係人二名に対し、解決金を支払うものとする。

三　利害関係人二名は、当時の被上告人での労働にかかわることについて、本和解をもって一切を解決したことを確認し、以後被上告人に対し何らの請求をしない。

四　上告人三名は本件請求を放棄する。

五　上告人等七名及び利害関係人二名と被上告人との間には、本和解条項に定める外に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

六　訴訟費用及び和解費用は、第一審、第二審及び上告審を通じ、各自が負担する。

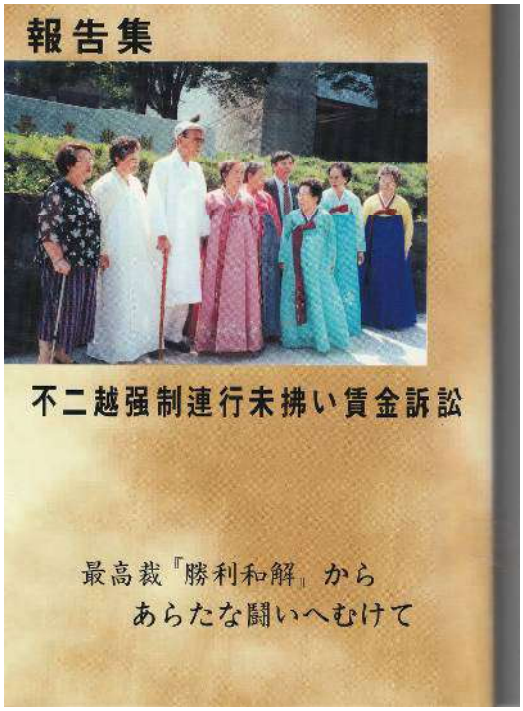
報告集
不二越強制連行未拂い賃金訴訟
最高裁『勝利和解』から
あらたな闘いへむけて

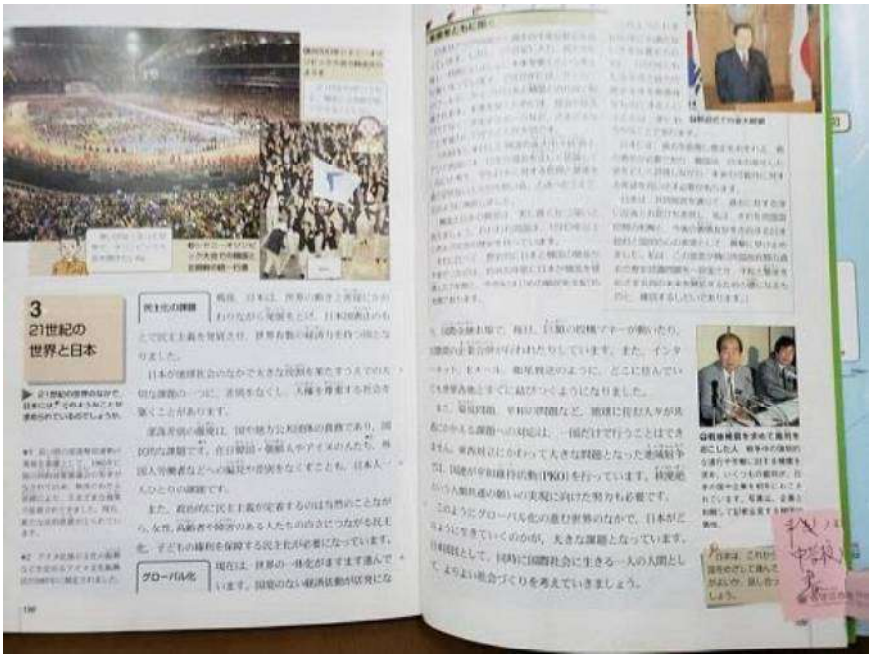
3
21世紀の
世界と日本

2021.02.20　　第13回強制動員全国研究集会報告レジメ　角三　外弘(かくみ そとひろ)

石川県七尾港への中国人強制連行

１　中国人強制連行とは　　政府・軍・企業一体の拉致

(1) およそ４万人の中国人を強制連行（P4 強制連行地図」参照）

「華人労務者内地移入に関する件」閣議決定（岸信介商工大臣主導）1942.11.27

炭坑や鉱山，土木・建設現場，港湾など135の事業場へ38,935人の中国人が強制連行され，６,８３０人が日本で死亡（死亡率17.5%）『華人労務者就労事情調査報告書』(略称『外務省報告書』）※ 炭鉱・鉱山1万6千人,土木・建築1万3千人,港湾8千人,造船1千人

※ 「満州」(中国東北地方)への強制連行　　日本への強制連行の前史

(2) 日本軍が「ウサギ狩り作戦」などで捕まえ捕虜収容所へ

表向きは「行政供出,訓練生供出,自由募集,特別供出」→実際は「討伐」という名の人間狩り(「ウサギ狩り作戦」)で捕まえた農民や憲兵隊が捕まえた抗日分子,帰順兵など

(3) 中国人強制連行で儲けた企業

企業が政府に具申して中国人強制連行の実施を迫る

企業は賃金を払わずに働かせて，政府から補償金を取る（総額5672万5千円）

２　七尾へ強制連行３９９人　１５人死亡，６４人失明

(1) 1944年11月　中国から２００人　　済南・新華院(収容所)～青島～下関～七尾

1945年４月　敦賀から９９人，神戸から１００人

河南省から262人，山東省から58人，河北省から18人など(華北)

・七尾港の港湾荷役(中国などアジアから運ばれてきた食料や資源などを荷揚げし太平洋側へ陸送する）※ 北陸では七尾港，敦賀港，伏木港，新潟港へ中国人が

３　中国人の七尾での生活（P5～P6「七尾港の中国人強制労働」参照）

(1) 七尾港近くの七尾華工管理事務所の大部屋(２棟の倉庫をつないだ建物)が宿舎

・七尾華工管理事務所は全国の港湾会社を統括する日本港運業会の七尾の出先機関(実態は港湾会社と一体の組織）。

・間口39.5間(約50メートル)，奥行き6間(約15メートル)建物の右半分が宿舎

上下二層の木板ベッド（長さ20メートルほど）が４列ならぶ

脱走しないように周りを高さ３～４メートルの木の板で囲う

畳も布団もなく藁を敷いたところに寝る

(2) 港で１日に12～14時間もの重労働（原陽県の七尾幸存者の証言）

・「まだ16歳で体力がなく70キログラム以上の荷物を担げなかったので日本人の監督に殴られた」（朱安国さん）

・「荷物を担いでいて倒れると殴られた。空腹のあまり袋からこぼれたものを食べるとバカヤローと怒鳴られひどく殴られた」（李清白さん）

(3) 栄養不足，重労働と過労，不衛生な環境で病人続出　死者１５人，失明者６４人

・マントー２個だけの食事，着替えの支給なし，風呂に入れず

重症眼病308人，皮膚病179人，胃腸炎124人など，合わせると803人

・「長時間休みなく持続稼働した」→苛酷な無制限労働を課す

「慣れるにしたがって中国人の負荷能率が増進し，終戦間際などは，日本人の勤

労報国隊員などに比べて，はるかに２，３割の超過率を示すに至り，常傭日本人に比べても長時間休みなく持続稼働した」(『事業場報告書』)。七尾港海陸の揚搭積載量は1945年1月～5月の間，それまでの４万７千トンから６万1313トンに増加。

(4) 敗戦後の「七尾華工事件」

・日本の敗戦を９月になって神戸から来た仲間から知る。

・食事や衣服，医療などの改善，捕虜の待遇を求めて要求闘争

・病人を郊外の病院に移す，中国人が外出するようになり市民との間のトラブル(近藤さんなど市民とのかかわりなど)

・遊郭登楼問題から七尾警察署占拠，県下の警察を総動員して中国人全員を逮捕。幹部を金沢の警察署に移す(GHQの許可)。

(5) 帰国　苦難の帰郷

・七尾1945.11→金沢で警察留置の42人乗車→博多駅着　福岡の港→中国天津
　七尾で亡くなった１５人の遺骨は天津まで運ばれる

・国民党支配の天津から歩いて故郷へ
　食べ物も無く故郷までたどりつけず死亡した人，故郷へ帰っても家も家族もなくなっている人，七尾で失明して帰国しても生活できなかった人など

(6) 一衣帯水

・1961年3月5日　大乗寺で追悼法要(地区労や宗教者を中心に七尾市中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会)[全国的な遺骨送還運動(1953年～1963年)の中で七尾でも慰霊追悼活動]　　※ 位牌が作成されている

・1972年日中国交回復後の1974年10月にも大乗寺で追悼法要

・1977年8月15日 一衣帯水(日中友好)碑除幕、その後毎年8月15日に碑前祭(追悼法要)

４　地元の調査から訪中調査へ

(1) 1970年代の調査から馬得志さんの七尾訪問(1995年夏)以後の調査

・近藤幹子さんから聞き取り

・大乗寺さんの位牌と慰霊追悼行事，一衣帯水碑建立の経過

・戸澗さんなど旧制七尾中生との交流

(2) 『外務省報告書』『事業場報告書』の分析，基本文献を求める

・国会議員を通じて資料を得る

・東京華僑総会,国会図書館,外務省外交史料館,東京や京都の大学街や古本屋へ

(3) 訪中調査や交流　　七尾強制連行問題を調査する会(略称「調査する会」)結成 1998年1月

・３次の訪中調査(1996年,1998年,2002年) 中国人生存者３人と家族の七尾訪問 1999年]

・第１次～第６次弁護団訪中(2004年～2010年)　天津追悼行動(2007年,2010年)など

５　裁判闘争 花岡・西松・三菱和解 (P7「裁判の経過と判決」参照)

(1) 花岡から始まった裁判闘争　1995年鹿島花岡訴訟に始まり全国で16件

(2) 最高裁4.27西松判決の衝撃

・下級審における中国人被害者勝訴判決　　福岡地裁，広島高裁，新潟地裁など

・最高裁の不当な判決　2007.4.27 西松安野高裁判決を覆す逆転判決
　不当な理由「日中共同声明とｻﾝﾌﾗﾝｼｽｺ講和条約で中国人の訴求権は失われた」
　　日中共同声明：国の賠償請求を放棄したが，個人の請求権について記載なし
　　ｻﾝﾌﾗﾝｼｽｺ講和条約：連合国は対日請求権(国・個人とも)放棄する

※ ｻﾝﾌﾗﾝｼｽｺ講和条約に中国は加わっていない

・4.27判決が，その後の中国人強制連行などを切り捨てる根拠に(七尾訴訟も)

・附言「上告人(西松)は前述した勤務条件で中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け，更に前記の補償金を取得しているなどの諸般の事情にかんがみると，上告人を含む関係者において,本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待される」

(3) 七尾訴訟　2005年7月19日提訴　原告６人

国と企業(七尾海陸運送)に，１人1,100万円の損害賠償と謝罪広告を請求

・１審(金沢地裁)：７回の口頭弁論，七尾港と宿舎跡地での現場検証，原告本人尋問，学者証人尋問→請求棄却の判決 2008.10.31

※ 強制連行・強制労働および国と企業の安全配慮義務違反を認めながら最高裁の請求権放棄論に追随して請求を棄却

・２審(名古屋高裁金沢支部)：３回の口頭弁論→控訴棄却の判決 2010.03.10

※ 強制連行・強制労働および企業の安全配慮義務違反を認めながら最高裁の請求権放棄論に追随し控訴を棄却

・３審(最高裁)：上告棄却不受理の決定 2010.07.15

※　4.27請求権放棄論で上告棄却

この間の裁判闘争で原告本人尋問，口頭弁論での意見陳述，現場検証への参加など，付き添いの家族を含めてのべ２０人以上が金沢，七尾へ。

(4) 鹿島花岡，西松安野、三菱の和解

・花岡和解　2000.11.29 東京高裁で鹿島建設との和解成立

986人　１人あたり５０万円(和解金総額５億円)

・西松安野和解　2009.10.23 西松建設が最高裁附言にもとづき被害者と和解

360人　１人あたり７０万円(和解金総額２億５千万円)

※ その後，西松建設は信濃川の183人とも安野と同様の和解(2010.4.26)

・三菱マテリアル和解　2016.06.01 北京で調印

3,765人(13事業場)　１人あたり　１７０万円(和解金総額７０億円)

※ 三菱の和解成立までののべ人数は5,294人(38,935人の13.6%)

※ 三井コークス(三井鉱山)の強制連行数は5,800人超

６　戦後補償問題の解決をめざして

(1) 最大の問題は国(政府)

・『外務省報告書』はなくなったと1993年まで嘘を言い続けた

・裁判では事実の認否すらしない不誠実な態度

・自民党政権の歴史認識　※ 劉連仁発見時の岸信介内閣の言動

(2) 今こそ国の責任を問う　大阪国賠訴訟

(3) 七尾の運動　　全国の仲間と連帯して

・「七尾強制連行への戦後補償を実現する会」

・天津や東京での追悼行動，長崎や広島での集会や追悼行動，花岡6.30参加などを通して大阪，新潟，東京，広島，長崎，花岡の人たちとの交流・連帯。

・中国の七尾強制連行被害者・遺族(中国労工七尾受難者聯誼会)との交流の継続

・市民や子どもたちに知らせる(教材集,ビデオ「七尾の大人」など)。

・記録を残す　『七尾港 中国人強制連行の記録』の出版

約四万人の中国人が日本各地へ

そのうち約七千人が日本で死亡

中国人が強制労働させられた135事業場全国地図
（『中国人強制連行』東方出版、より）

死亡者数
連行された人数

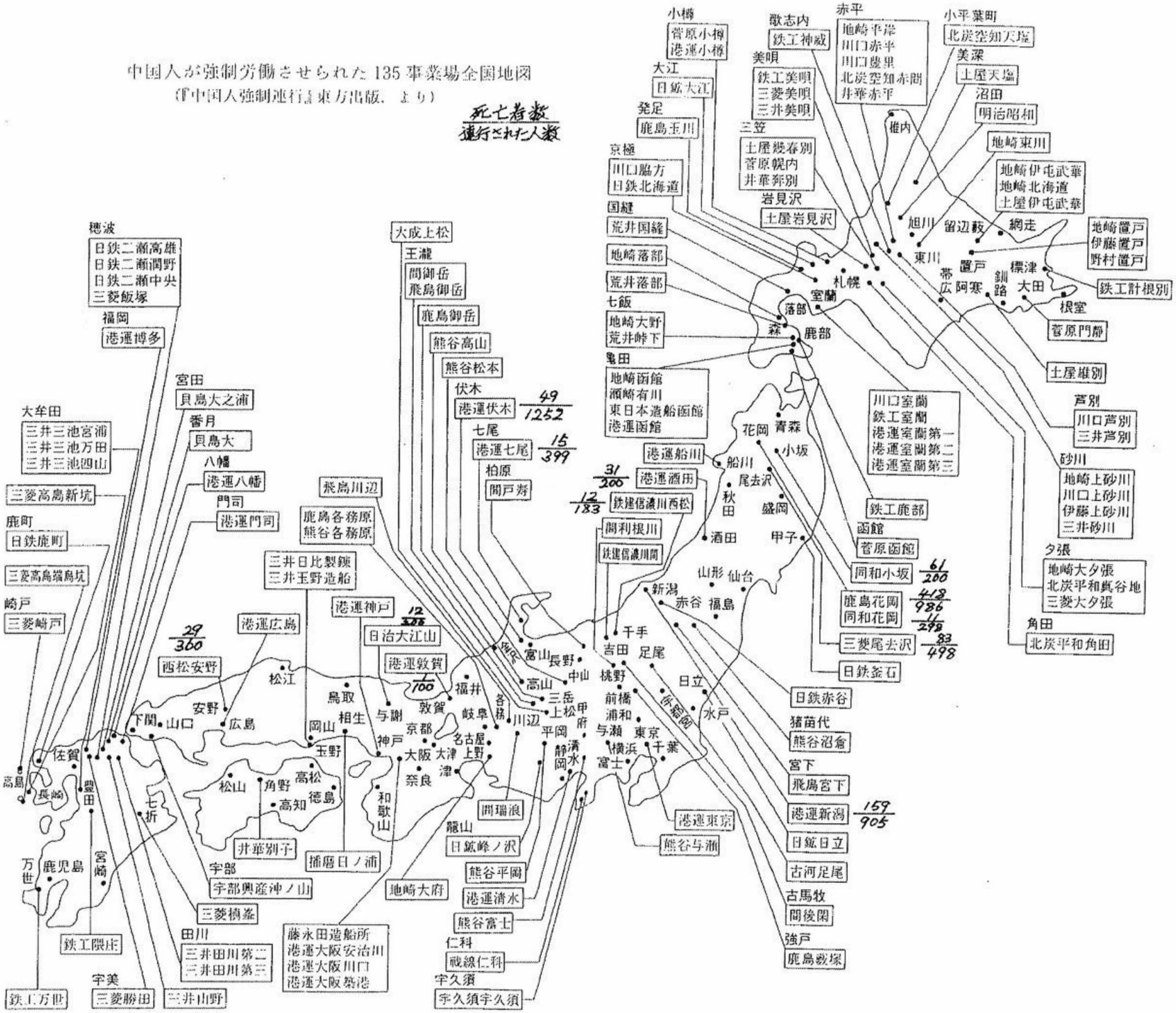

七尾港の中国人強制労働 ―― 七尾市

河三外弘

七尾の能登食祭市場から七尾港（矢田新埠頭）へ向かう海岸道路の右側に「日中友好碑」（「一衣帯水」碑）が建てられている。碑の表には、中国仏教協会会長で書家でもあった趙樸初さんが詠んだ七言絶句の漢詩が刻まれている。漢詩は「日本と中国は狭い海をはさむ一衣帯水の隣国である。両国には過去に喜びと悲しみがあったが、これから永遠に仲よくしよう」と訴えている。毎年八月十五日には、この碑の前で慰霊法要が行われている。

なぜこの石碑が建てられ、慰霊法要が行われているのか、漢詩のいう喜びや悲しみとは何か、石碑の文や中国人の証言から考えてみよう。

一九九五年（平成七）八月に馬得志さんという中国人が七尾へ来た。馬さんは、アジア・太平洋戦争の終わりごろ七尾港で働かされていた人である。七尾港では、船からの荷揚げや陸送などの業務をする七尾港海陸運送株式会社があり、戦争のために働く人が足りないということで、日本政府が中国人を連れてきて働かせることを決めた（一九四二年の閣議決定）。日本へ連れてこられた中国人は、およそ四万人にもなる。厳しい労働と栄養不足、虐待のために、そのうちのおよそ七千人が日本で死亡した。

七尾へは中国人三百九十九人が強制連行され（うち十五人が七尾で死亡）、七尾港で働かされた。馬さんはそのうちの一人だった。馬さんは、二十一歳だった一九四四年（昭和十九）十一月に七尾へ連行され、一年近く七尾で働かされ、日本の敗戦後の一九四五年（昭和二十）十一月に七尾を発って中国へ帰った。

五十年ぶりに七尾へ来た馬さんは、七尾へ連行される前の中国での生活、七尾での生活、中国へ帰る時の様子、帰国後の生活などを七尾の市民に話してくれた。

「私は一九四四年（昭和十九）当時、山東省で小学校の先生をしていた。そのころ、日本軍が中国を侵略していた。中国人は日本軍の侵略に反対した。日本軍は反対する中国人を捕まえて、牢屋に入れた。私の学校も日本軍の兵隊に囲まれて、先生はみんな捕まえられた。私は日本軍の兵隊になぐられたり、水をかけられたり、ひどい拷問を受けた。その後、山東省済南にあった「新華院」という収容所へ押し込められた。しばらくして、青島の港から貨物船で日本の下関へ、下関から貨物列車で七尾へ連れてこられ、港の近くにあった倉庫を改造した建物に入れられた。一九四四年（昭和十九）十一月のことだ。それからおよそ一年間、七尾で苦しい生活をさせられた。

- 仕事……七尾港へ運ばれてきた荷物をかついで船から陸へあげたり、倉庫へ運んだり、貨車に積んだりする仕事をした。七十キロを越える荷物をかつぐのはたいへんだった。朝早くから夜おそくまで、一日に十二時間～十四時間も働かされた。仕事がきびしいのに食べ物があまり与えられないため、体が弱って歩く力もないくらいだった。
- 食べ物…一日に黒いむしパン六個（朝昼夜に二個ずつ）だけだった。たまに野菜やワカメのみそ汁が出た。栄養不足で、失明者や皮膚病などの病人がいっぱい出た。病気になっても医者にみてもらえず、十五人が死に、失明者も六十四人出た。
- 住んでいた所…たて十一メートル、横三十六メートルほどの二つの倉庫をつないだ建物に三百九十九人がつめこまれた。ふとんがないので、藁でござのようなものを作って敷いた。夏は湿気が多くて蚊やシラミに食われた。冬は暖房がなく寒さで寝られないくらいだった。風呂には、日本の敗戦まで一回も入れなかった。

毎年8月15日に営まれている追悼法要

隣邦水共一衣帯
文化花開連理枝
休戚相関日禦侮
子孫萬代永提携

一九七七年八月奉題
七尾市日中友好之碑
趙樸初

隣国とは一衣帯水の関係にある。
［中国と日本は一衣帯水の関係にある］
文化の花が開き枝が連なっている。
［中国と日本の文化が花開き連理の枝のように連なっている］。
過去に喜びと悲しみがあり、ある時は禦侮（防御戦）にまでなった。
［過去に友好や戦争の日々があった］
子孫万代に至るまで永久に提携しよう。
［今後、平和・友好の関係を続けていこう］

【語句の意味】

一衣帯水…一筋の帯を引いたような狭い水の流れや海峡。また、そのような水を間にして相対していること。
休戚……喜びと悲しみ（「休」は嘉、「戚」は憂の意）。幸と不幸（よいことと悪いこと）。
禦侮……敵国の侮りを防ぐこと。外敵を防ぐこと。

・服装……仕事をする時の服はもらえず、中国から着てきた服だけで、着がえはなかった。靴もないので、麻袋で履物をつくった。

・給料……長い時間働かされたのに、給料はもらっていない。

アジア・太平洋戦争で米軍の空襲を受け、原子爆弾などのために約三百万人もの日本人が命を失った。一方で、中国などアジアを侵略したり、強制連行して強制労働をさせたりして、日本人の何倍もの数のアジアの人たちの命を日本が奪っていった。」

二〇〇五年(平成十七)、馬得志さんら四人が金沢地方裁判所へ提訴し、裁判が始まった。一審では強制連行・強制労働の事実を認定し、国や企業の責任を認めたが、二審では強制連行・強制労働の事実を認定し、企業の責任だけを認め、国の責任は認めなかった。中国人被害者の賠償請求(一人一千百万円)は、日中共同声明により中国人の裁判による請求権は失われたという最高裁判決(二〇〇七年四月二十七日 西松上告審)に追随して、一審、二審とも切り捨てた。さらに、最高裁は上告そのものを受け付けないとする不受理の決定を行った。

二〇〇七年四月二十七日の最高裁判決後、各地の中国人強制連行被害者の訴えはことごとく棄却されている。

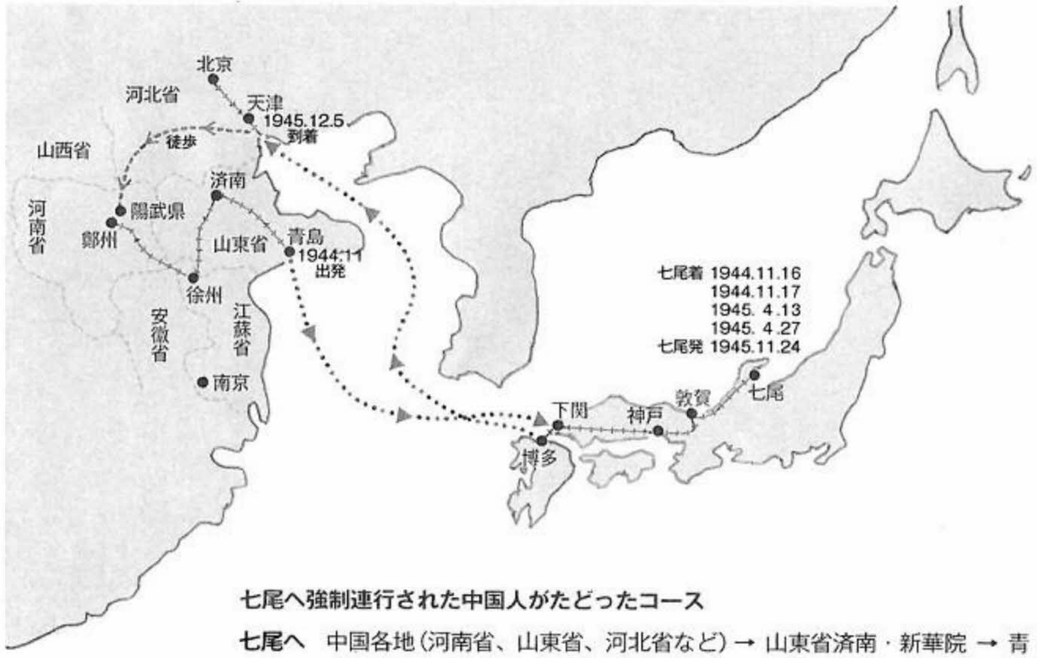

七尾へ強制連行された中国人がたどったコース

七尾へ 中国各地(河南省、山東省、河北省など)→ 山東省済南・新華院 → 青島 → 下関 → 七尾(第1隊 1944.11.16、第2隊 1944.11.17七尾着、第3隊は神戸・敦賀を経て1945.4.13に七尾着。第4隊は神戸を経て1945.4.27に七尾へ)

中国へ 七尾(1945.11.24)→ 博多(1945.11.29)→ 中国・天津(1945.12.5)→ 中国各地へ

「日中歴史和解への道」高文研 2014.12.25
松岡肇著

〈中国人強制連行・強制労働事件〉戦後補償裁判の経過と判決一覧

1　花岡事件（秋田県花岡鉱山の河川改修工事、連行被害者数は986人）
被告：鹿島組（現・鹿島建設。国は被告でない）
原告：11人（生存者）
1995年6月28日　提訴（東京地裁）
1997年12月10日　東京地裁敗訴
2000年11月　東京高裁で和解成立
※和解内容：連行被害者986人が対象。鹿島建設は中国紅十字社に5億円拠出、信託。被害者への支払い、遺族の慰霊、追悼等に当てるとする。

2　劉連仁事件（東京第一次訴訟、北海道明治鉱業・昭和鉱業所に連行され、脱走して13年間、北海道で逃亡を続けた事件、連行被害者は200人）
被告：国
原告：1人（劉連仁本人）
1996年3月25日　提訴（東京地裁）
2001年7月12日　東京地裁勝訴
※賠償額2000万円を認める。ただし戦時中の強制連行については国家無答責を理由に認めず、戦後の国の対応について認める。
2005年6月23日　東京高裁敗訴
2007年4月27日　最高裁敗訴

3　東京第二次訴訟（全国各地で使役された事件）
被告：国、間組（現・ハザマ）、古河鉱業（現・古河機械金属）、鉄道建設興業（現・鉄建建設）、西松組（現・西松建設）、宇部興産、藤田組（現・同和ホールディングス）、日鉄鉱業、飛島組（現・飛島建設）、日本鉱業（現・新日鉱ホールディングス）、三菱鉱業（現・三菱マテリアル）
原告：42人
1997年9月18日　提訴（東京地裁）
2003年3月11日　東京地裁敗訴（国家無答責は否定）
2006年6月16日　東京高裁敗訴
2007年6月12日　最高裁敗訴
2010年4月26日　和解成立
※和解内容：広島安野訴訟に関連し、西松建設との間に信濃川作業場に関する連行被害者全員183人について和解が成立。和解金1億2800万円。

4　長野訴訟（長野県木曽谷などの水力発電所工事）
被告：国、鹿島建設、熊谷組、大倉組（現・大成建設）、飛島組（現・飛島建設）
原告：7人
1997年12月22日　提訴（長野地裁）
2006年3月10日　長野地裁敗訴
2009年9月17日　東京高裁敗訴
2010年2月24日　最高裁敗訴

5　広島安野訴訟（広島県安野水力発電所工事、連行被害者は360人）
被告：西松組（現・西松建設。国は被告でない）
原告：5人（被害者・遺族）
1998年1月16日　提訴（広島地裁）
2002年7月9日　広島地裁敗訴
2004年9月29日　広島高裁勝訴（1人550万円）
2007年4月27日　最高裁敗訴（付言がつく）
2009年10月23日　和解成立
※和解内容：最高裁付言に基づき、被害者全員360人を対象とする和解が成立。和解金2億5000万円。

6　京都大江山訴訟（大江山ニッケル鉱山での強制労働、連行被害者は200人）
被告：国、日本冶金（現・日本冶金工業）
原告：6人
1998年8月14日　提訴（京都地裁）
2003年1月15日　京都地裁敗訴
2004年9月29日　大阪高裁で原告6人につき企業とのみ和解成立（1人350万円）
2006年9月27日　大阪高裁、国に敗訴
2007年6月12日　最高裁、国に敗訴

7　北海道訴訟（各地炭鉱労働）
被告：国、三井鉱山（現・日本コークス工業）、住友石炭鉱業（現・住石マテリアルズ）、熊谷組、野村鉱業（現・野村興産）、新日本製鐵（現・新日鉄住金）、地崎組（現・岩田地崎建設）、三菱鉱業（現・三菱マテリアル）
原告：44人
1999年9月1日　提訴（札幌地裁）
2004年3月23日　札幌地裁敗訴
2007年6月28日　札幌高裁敗訴
2008年7月8日　最高裁敗訴

8　新潟訴訟（新潟港での港湾荷役、連行被害者は901人）
被告：国、新潟臨港開発（現・リンコーコーポレーション）
原告：12人
1999年8月31日　提訴（新潟地裁、3回に分けて提訴）
2004年3月26日　新潟地裁勝訴（1人800万円）
2007年3月14日　東京高裁敗訴
2008年7月4日　最高裁敗訴

9　福岡第一陣訴訟（炭鉱労働、事業場は三井三池炭鉱、田川炭鉱など多くに分かれている）
被告：国、三井鉱山（現・日本コークス工業）
原告：15人
2000年5月10日　提訴（福岡地裁）
2002年4月26日　福岡地裁、三井鉱山に勝訴（1人1100万円）
2004年5月24日　福岡高裁敗訴
2007年4月27日　最高裁敗訴

10　群馬訴訟（利根川の水力発電所工事など）
被告：国、間組（現・ハザマ）、鹿島組（現・鹿島建設）
原告：48人（被害者・遺族）
2002年5月27日　提訴（前橋地裁）
2007年8月29日　前橋地裁敗訴
2010年2月9日　東京高裁敗訴
2011年3月1日　最高裁敗訴

11　福岡第二陣訴訟（炭鉱労働）
被告：国、三井鉱山（現・日本コークス工業）、三菱鉱業（現・三菱マテリアル）
原告：45人
2003年2月28日　提訴（福岡地裁）
2006年3月29日　福岡地裁敗訴
2009年3月9日　福岡高裁敗訴
2009年12月24日　最高裁敗訴

12　長崎訴訟（三つの炭鉱での強制労働）
被告：国、長崎県、三菱鉱業（現・三菱マテリアル）、三菱重工
原告：10人
2003年11月28日　提訴（長崎地裁）
2007年3月27日　長崎地裁敗訴
2008年10月20日　福岡高裁敗訴
2010年1月6日　最高裁敗訴

13　宮崎訴訟（三菱槙峰銅鉱山での強制労働、連行被害者は250人）
被告：国、三菱鉱業（現・三菱マテリアル）
原告：13人
2004年8月10日　提訴（宮崎地裁）
2007年3月26日　宮崎地裁敗訴
2009年3月27日　福岡高裁宮崎支部敗訴
2010年5月27日　最高裁敗訴

14　山形酒田訴訟（山形県酒田港での港湾荷役、連行被害者は338人）
被告：国、酒田港湾運送（現・酒田海陸運送）
原告：12人
2004年12月17日　提訴（山形地裁）
2008年2月12日　山形地裁敗訴
2009年11月20日　仙台高裁敗訴
2011年2月18日　最高裁敗訴

15　石川県七尾訴訟（七尾港での港湾荷役）
被告：国、七尾海陸運送
原告：~~4人~~ 6人（当初4人と追加2人）
2005年~~8~~7月・2006年~~12~~11月　提訴（金沢地裁）
2008年10月31日　金沢地裁敗訴
2010年3月~~11~~16日　名古屋高裁金沢支部敗訴
2010年7月~~21~~15日　最高裁敗訴

※太字強調部分は、勝訴した裁判

16 大阪・花岡風船訴訟
被告：国
原告：15人（当事者と遺族）
2015年6月26日　提訴（大阪地裁）
2019年1月29日　大阪地裁敗訴
2020年2月4日　大阪高裁敗訴

伏木港「日中友好之碑」

2018. 11. 14　角三　外弘

高岡市の伏木港に「日中友好之碑」が建てられている。日中平和友好条約締結の翌年の一九七九(昭和54)年に、富山県知事を名誉会長に、高岡市長を会長とする日中友好碑建立委員会が建立したものである。高岡日中友好協会が管理している。

伏木港「日中友好之碑」（表）

伏木港の海岸道路に立つ

碑の中央に「日中友好之碑」の文字が、左側には中国の代表的な花の「牡丹」、右に日本の代表的な花の「桜」が刻まれている。

「日中友好之碑建立趣旨」

（裏の面）

日中平和友好条約１周年を記念し、中国人殉難者の慰霊のために建立したことが趣旨として書かれている。その後に殉難者１７名の名前が刻まれている。

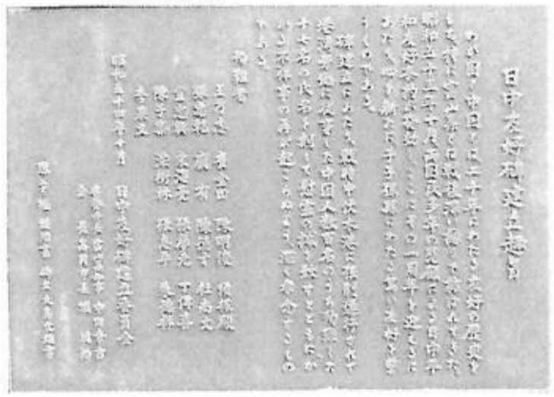

日中友好碑建立趣旨

わが国と中国とは二千年にわたる友好の歴史をもち、特に富山県とは戦後深い縁で結ばれてきた。昭和五十三年十月、両国民多年の悲願による日中平和友好条約が発効し、ここにその一周年を迎えるにあたり、心を新たに子子孫孫にわたる篤い友好を誓うものである。

碑建立にあたり、戦時中伏木港に強制連行されて港湾労働に従事した中国人数百名のうち殉難した十七名の氏名を刻して慰霊の誠を致すとともに、かかる不祥事の再び起らぬよう深く希念するものである。

殉難者

王乃志　崔金田　陳明俊　侯振殿
張忠乾　龐有　陳徳才　杜尚文
宣忠興　宋海亮　張夢元　丁傅喜
李泉文

昭和五十四年十月　日中友好碑建立委員会

名誉会長　富山県知事　中田幸吉
会長　高岡市長　堀健治

題字　堀健治書　碑文　大島文雄書

伏木「日中友好之碑」の問題点

2018. 11. 14 作成

七尾強制連行問題を調査する会　角三　外弘(かくみ そとひろ)

七尾も伏木も中国人が強制連行されたところであり、どちらにも記念碑（慰霊碑）が建てられている。七尾の「一衣帯水碑」は 1977(昭和 52)年に建立された。石川県内にはこれに先立って、1969(昭和 44)年に金沢で「日中友誼団結の碑」が建立され、七尾で死亡した中国人の慰霊・追悼が行われていた。伏木の「日中友好之碑」は 1979(昭和 54)年に建立された。強制連行された中国人の人数は、外務省報告書によれば七尾へは 399 人、伏木へは 1,250 人(または 1,030 人)と記載されている。

伏木への中国人強制連行は 1943(昭和 18)年の「試験移入」(強制連行の試行)から始まっており、人数も 1,000 人を越え、七尾とは比べものにならないほど大規模なものであった。私は 2018 年 10 月に初めて伏木の「日中友好之碑」を見て、この碑に記述されていることに問題がいくつもあることに気づいた。伏木への強制連行はあまり調べられていないのではないかと思う。

問題の一点目は、強制連行された人数である。碑には、伏木港へ強制連行された中国人は数百名と記載されている。この数は間違いである。外務省報告書では受入総数は１，２５０人または１，０３０人と記載されているのである。この中には広島と八幡から移された３８７人が含まれているが、当然それらの人も含めて数えるべきである。七尾への強制連行は、中国からの直接連行２００人に、敦賀・神戸から移された１９９人を加えた３９９人と記載されている。外務省報告書などを調べればわかることであるし、何よりも中国人を使役した伏木海陸運送が資料を持っていたはずである。１千人を越える強制連行を数百人とするのは事実に反するだけなく、強制連行人数を少なく見せようとする意図が見えてくるのだが。

二点目は、伏木で死亡した人の数である。建立趣旨には、「伏木港へ強制連行されて港湾労働に従事した中国人数百名のうち殉難した十七名の氏名を刻して…」と書かれているが、この１７という数はどこから出てきたのか、首を傾げざるを得ない。外務省報告書には伏木の死亡者数は４７人または４９人と書かれ、そのうち３２人の名前が記載されている（死亡者のうち１７人の名前は不明と注記されている）。ところが、伏木の碑に刻まれている１７人の名前は、外務省報告書に記載されている３２人の中にはない。とすれば、碑に刻まれている１７人の名前はどこから手に入れたのであろうか。記録がないとされている「試験移入」の死亡者ではないかと推測されるのだが。ともかくも、死亡者を１７人とするのは事実に反している。ここにも、死亡人数を少なく見せようとする意図が見えてくる。

三点目は、歴史認識の問題である。建立趣旨の終わりに「かかる不祥事の再び起こらぬよう深く希念するものである」と書かれている。中国人強制連行は「不祥事」という表現で済まされるような小さな問題であろうか。日本の侵略戦争に伴う強制連行・強制労働は戦争加害の大きな問題である。その問題を「不祥事」という言葉で片づけるような歴史認識で「日中友好」を語っていいのだろうか。

このように、基本的な事実である連行人数や死亡人数に誤りがあり、歴史認識を疑われるような記述がある碑であることがわかる。この碑の前で追悼行事をしている人たちは問題を感じないのであろうか。

13 回強制動員全国研究集会
「語りつぐ強制連行の歴史－富山（北陸）編」
2021/2/20（zoom）

神岡鉱山関係労働者遺骨の遺族を捜して

調査期間　2019/7/27～28

調査場所　大韓民国慶尚北道義城郡・・・以下略
面事務所・本籍地等

調査人員　２名　下嶌義輔・通訳氏

調査目的　李道致氏の遺族もしくは親族を捜す

経過
2006 年飛騨市神岡町にある 4 ヶ寺（曹洞宗 3 臨済宗 1）の遺骨の調査した結果多数の神岡鉱山関係の朝鮮人労働者の遺骨を多数確認。
その中に 1990 年発行の「ピッタム」の「神岡にて」で金蓬洙氏が調べた埋火葬認許証の名簿と合致する遺骨が 2 体見つかる。（金文奉氏と李道致氏）
金文奉氏の骨箱には本籍地が記入されていたが李道致氏の骨箱には情報なくピッタムにも慶尚南道義城郡とまでしか記入されていなかった。
当時、済州島に留学していた村上尚子氏らの力で金文奉氏の遺族はすぐに見つかる
李道致氏の本籍は曹洞宗が飛騨市へ問い合わせ判明する
2019 年韓国へ 1 年間語学留学の際、李道致氏の本籍を訪問調査

結果
戸籍は存在するが遺族は生存なし。

神岡鉱山への強制連行
連合軍捕虜の強制労働と朝鮮人の強制連行があったが中国人の強制連行はなし。
なぜ、中国人の強制連行がなかったのか？
当時、神岡鉱山は神岡水電という電力会社を有しており浅井田ダムとそれに付帯する 2 ヵ所の発電所と導水路工事をしていた。（この導水路工事で多くの死亡者が出たとの地元の証言があり）

問題点
1. 労働者の死亡情報が韓国の遺族に知らされていない（韓国政府にも）
2. 地方の寺院では少子高齢化で無縁の遺骨が増え、これを合祀して外国人労働者の遺骨の個別性がなくなろうとしている。

「長生炭鉱」の新しい証言について

長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会
共同代表　井上　洋子

去る1月30日（土）79周年追悼式がコロナ禍で、韓国遺族会が参席できない中でしたが、挙行できました事を報告いたします。

遺族会からのビデオメッセージ、「大韓民国行政安全部過去史関連業務支援団」団長メッセージ、駐広島大韓民国総領事の追悼挨拶、地元在日の皆さんをはじめ、100名もの方々に参列いただきました。関心をお寄せいただきました全国の皆様にお礼申し上げます。

長生炭鉱の場合は、1939年10月12日の249人を皮切りに「募集」名目の連行が開始され、1941年10月までに1258人が「合宿寮」に収容・強制労働をさせられました。

生存者やご遺族の証言、会社側資料等で強制連行・強制労働の実態も明らかになっていますが、ご遺族の一人・黄鐘培(ファン・ジョンベ)さんが、昨年の追悼式の折、衝撃的な証言をされました。

黄鐘培さんは1938年生まれ、8人兄弟の4男として宇部で生まれ、事故当時は幼少なので証言はご両親や兄姉から聞いたものと思われます。

黄さん一家は自由渡航で来日し農業を営みながら比較的裕福な暮らしだったそうで、次兄は広島の鉄道学校（広島県糸崎鉄道学校か）にも行ったそうです。

長兄である犠牲者の黄鐘吉（ファン・ジョンギル）さんは、学校に行くといって出かけたきり帰って来なかったと言います。両親は行方を捜し回り見つからないので、韓国に帰ったかもと下関港の渡航名簿まで探しに行かれ、とても心痛な日々を送っていらしたそうです。

失踪後の約1年後、長生炭鉱会社から死亡の電報が来て、息子が長生炭鉱で働いていて水没事故で死んだことを初めて知ったといいます。親に消息の手紙すら出せなかった環境に置かれていたのではないでしょうか。この証言は彼が宇部市内で拉致され長生炭鉱「合宿寮」に収容されていたのではないか、その可能性が十分にあると思われます。

長生炭鉱の募集承認数（1939年～1941年）は1630人で、総力をあげても未達の状況であり、そのうえ、逃亡者が相次ぎ、自由渡航の者さえ命の危険を感じ家族を連れて逃亡したという証言もいくつもあります。

ここで強制連行の状況がどんなものであったのか、当時の下関警察署長の証言を紹介します。（資料参照　下線部のみ読み上げ）

【資料】　40年目の証言　美祢市民・戦争体験記　「五日の会」
強制連行の労務者　大嶺町中村　山本　操（当時下関警察署長）

炭坑労務者は極度に不足し、国内での作業員の動員は不可能となった。青年壮年の大部分は、拡大を続ける戦場へ送られ、学生までが学業を放棄して戦場へ往かねばならなかった。わずかに残った人たちも、女子学生と歩調を合わせるように、海軍工廠や陸軍造幣兵廠に徴用されて、日本の労働力は総動員の状態であった。

日本の軍部は、炭鉱労働者の徴用の手を、朝鮮半島（現在の韓国と北朝鮮）へ伸ばしたのである。当時朝鮮半島は日本の統治下にあり、行政機関として京城に朝鮮総督府が置かれていた。炭鉱労働者徴用の事務を総督府が担当し、軍部がこれに呼応して、朝鮮半島での過酷な強制徴用が開始されたのである。

道路を歩いていたとして韓国人が、まるで逮捕のような形で船に連行され、そのまま船室に閉じ込められた。船を見学に行かないかと誘われて、停泊中の船に乗ったら、再び上陸をすることは禁止された。盲目の老人が杖を突いてよろよろと裏道を通行していて、強制的に連行された笑えない事実もあった。体力が弱って、軍部の魔手から逃れることのできなかった人たちは、すべて船に乗せられた。

こうした人たちを乗せた輸送船は、続々と下関港に接岸した。上陸する姿を眼にしたとき、私は唖然として言葉が出なかった。栄養失調でよろめきながらタラップを降りる者、歩行困難で立ちまどう者、盲目や重症者は同行の人の肩を借りて上陸する者等、眼を覆いたくなる惨状を呈していた。この人たちが、明日からの炭坑労務に従事することができるだろうか。そんな耐久力があろうとは思われず、危惧感だけが私の脳裏を支配した。

収容所は市内竹崎町の仏教会館（現在の福岡相銀）であった。私は下関警察署長の重責を担っていたから、職務上から何度も収容所を視察した。そこに展開されているのは、まさに地獄絵図であった。鼻を衝く悪臭が漂って、ごった返していた。泣き叫ぶ病人はまだ元気が残っていたが、気息えんえんとしていまにも息が絶えそうな者もいた。

「朝鮮へ帰してくれっ、家には老人と子どもしか残っていないんだ。俺が居なければ、みんな餓死してしまうじゃないか」と絶叫する男の隣で、無言で宙に眼を据えている者もいた。こうした状態の集団は、後から後から下関港へ入って

来た。募集責任者は頭数だけを調達すればそれで責任が果たせたのである。労働ができるか否かはほとんど問題にしていなかったのだ。

こうした労務者の中で、どうにか動ける者までを編成し、目的地の大嶺の無煙炭坑や宇部、小野田の炭鉱に列車で送られた。しかし歩行困難の者や就労できない重症患者は下関市隔離病舎に移した。盲目の老人もその一人であった。こうした病人に献身的な医療をされたのは、外科医の黒田憲夫医師と、内科医の宮崎伊三郎氏であった。船が入港するたびに実施される集団検診や、病人の治療は無報酬である。それにもかかわらず悪臭の中を縫って、可能な限りの処置をされたのである。人間愛に国境はないが、それを身をもって実践された二人の医師に対して、申し上げるべきお礼の言葉もなく、ただ心の中で感謝の合掌あるのみであった。

下関隔離病舎に収容された患者は、二人の医師の懸命な努力にもかかわらず、その半数以上が空しく生涯を終わった。私のもとへ報告された死者の数だけでも３０数名に達したと記憶しているが、確実な数字を知ることはできなかった。その人たちの遺体は、下関の共同墓地に埋葬された。

日本はポツダム宣言を受諾した。それは無条件降伏であった。強制的に連行された朝鮮半島の労務者は、本国へ送還されることになった。しかし彼らの態度は一変した。各地で暴れに暴れ、とどまることを知らなかった。停車駅附近の暴力は眼にあまるものであった。日本軍の不合理な圧迫から解放されて、反動的行動に出た気持ちもわかるが、警察として治安の上からこれを看過するわけにはいかなかった。これの鎮圧には全く手を焼いたものである。帰国する労務者たちは、続々と下関駅へ終結した。毎日数百人から、多い日には一千人にも達した。宿舎がなく、駅構内を唯一の宿泊所としたから収拾のつかないパニック状態になった。構内で炊事をするのはまだよい方で、便所が足らず、いたるところで排便した。駅長室附近まで臭気がぷんぷんである。このままでは駅としての機能は完全にマヒする。ここで多くの抵抗を排し、焼け残った関釜連絡船の待合室を帰国労務者の収容所とした。汚れるだけ汚れた下関駅を清掃するのは、下関消防署が総力を挙げて丸二日を費やしたのであった。送還が完了した時、警備に当たった私たちは、ほっと安堵の胸をなでおろした。それは一つの時代が終わった気持ちであった。

この元下関署長の証言は、当時募集責任者は数合わせのために高齢者や「障害者」含め手あたり次第連行したという事実、下関収容所で労務に耐えられそうにないと判断された者は下関隔離病舎に移されて、そこで少なくとも 30 数人の朝鮮人が命を落とし、下関市共同墓地に埋葬されたと証言しています。

この証言をもとに私たちが調査した結果、1984年（昭和59年）12月23日の朝日新聞記事によると、「下関市関山納骨堂」には30数人をはるかに上回る221体もの韓国人無縁仏が安置されていたそうです。翌年には民団や日韓親善協会等の働きで奉還される予定とありますがまだ確認できていません。引き続き調査の必要を感じています。

来年は長生炭鉱水没事故から80周年を迎えます。ご遺族は「位牌返還」と「遺骸収集」を訴えております。直系ご遺族は80才以上となり、残された時間はありません。坑口からの発掘を含め希望の持てる80周年追悼集会になるよう、この1年間全力で頑張っていきたいと思います。さらなるご支援を訴えて報告を終わります。

インタビュー

大阪大空襲で七歳の妹は爆死、姉は背中に大火傷を負った

在日朝鮮人女性が初めて証言

川瀬俊治　ジャーナリスト

アジア・太平洋戦争末期に大阪を襲った米軍機の空襲[*1]では、死者、行方不明者があわせて一万五〇〇〇人以上、重軽傷者は三万一〇〇〇人以上、罹災者は一二二万人以上と言われている。このなかで朝鮮人の犠牲者（死亡者）は一二〇〇人以上とみられるが、実態は不明のまま推移してきた。大阪空襲被害者の歴史を研究してきた横山篤夫さんが二〇一九年一月に調査を提起、これまで七人の証言を記録した。そのうち一九四五年六月七日の大空襲[*2]の犠牲者遺族である在日朝鮮人女性・劉載鳳（ユチェボン）さん（85）がインタビューに応じ、七五年目にして初めて証言した。横山さんらの調査報告会は新型コロナウイルス感染拡大のため今年の開催を断念、来年に延期された。

一九四五年六月七日の大空襲

妹・劉載吉（チュギル）が死んだのは、一九四五年六月七日の大空襲の時です。姉の載香（チェファ）とともに自宅がある都島区から歩いて四〇分ほどかかる長柄橋に避難していて、米軍機が落とした焼夷弾の破片が頭を直撃して亡くなりました。

机の引き出しの奥に大事に保管されていた文書（戸籍抄本）があるんです。それを調べてみますと、載吉は三七年一二月八日に生まれて四五年六月七日一二時に病院で亡くなっ

たと記録されています。即死に近い状態でした。

病院に運ばれ治療を受けたのか、病院の診断書でだけ「一九四五年六月七日一二時」となっているのか、今となっては、妹がどんな状態で亡くなったのか、[*3]わかりません。

駆けつけたオモニの李圭英（イギョンヨン）は、載吉は何日か命があったと言っていました。同じように焼夷弾の破片が当たって背中に大火傷を負った姉の載香のこととダブっていたのだと思います。どこかで即死とは認めたくなかったのだと思います。

載吉の遺体は川岸に薪（まき）を積み重ねて焼いたそうです。そう聞きました。オモニはどんな気持ちで立ちのぼる煙、炎を見ていたのでしょうか。薪の灰を掻きわけて遺骨を拾ったのがアボジの劉庚烈（ユヨンヨル）であり、オモニはアボジに抱きかかえられるようにして現場に立ち会ったといいます。遺骨を木箱に納めて淀川に流したそうです。

妹は私ども遺族の戸籍簿に記録されているだけで、墓もなければ、何もありません。四五年六月七日の大空襲から時間は止まりました。それでも妹の思い出は尽きません。

アボジはなぜ日本に渡ったのか

アボジの劉庚烈は劉姓の人たちが住む劉一族の村で、一九〇〇年に生まれました。朝鮮（現韓国）忠清（チュンチョン）南道唐津郡（ナムドタンジン）というところです。アボジの親も、祖父母も、昔から田畑を耕してきた農民でした。三人きょうだいの長男のアボジは、下に妹、弟がいました。

アボジは村にあった書堂（ソダン）で学んだと聞きました。漢字の読み書きができたことは、生きていく上で役立ったと思います。アボジの父は彼が七歳のときに亡くなりましたから、農業の手伝いは幼いときからしないといけなかったのでしょう。自分の田畑を持っていたのか、小作農だったかはわかりません。

忠清南道といえば、一九一九年三月一日の三一独立運動で先頭に立った柳寛順（ユグァンスン）が出たところです。唐津郡は柳寛順が三一独立運動を行った故郷天安郡（チョナン）（現天安市）の西隣にあるのですが、アボジから三一独立運動、柳寛順のことは聞いたことがありません。

アボジは二二歳のとき、同じ唐津郡で育った李圭英、つまり私のオモニと結婚しました。オモニは一九〇五年生まれで、一七歳でした。唐津

郡の村で長男・載明（チェミョン）、次男・載君（チェグン）、長女・載香が生まれましたが、載君は六歳四カ月、三一年一月に亡くなりました。アボジが日本に渡ったのは載君の死から一、二年してからだと思います。

渡日は唐津郡の田畑を失ったことが理由に違いないのですが、日本人のことばに乗せられたのか、借金の肩代わりで田畑を失ったのか、本当のことは、いまになってはわかりません。植民地支配がなければ、おそらく日本に渡ることはなかったと思います。とにかく、朝鮮では食べていけなくなったんです。

「なんとかして、失くした田畑を取り戻す」。こう意気込んでアボジは日本に渡ったんです。大阪府泉南郡でした。なぜ大阪なのか、朝鮮と近い九州でないのか、わかりません。親戚がいたとも聞いていません。

長男ですから、一家を支えなくてはならない。だから朝鮮を離れるにはよほどのことがあったんではないでしょうか。食べていけない、切羽詰まった理由があったと思います。劉一族の村に残されたオモニは、長男の載明と長女の載香、二人の子どもを抱え、姑、アボジの姉、弟と暮らしていました。生活は楽なものではなかったと思います。

アボジが故郷を離れて、どれくらいたったでしょうか。オモニは唐津郡の家にアボジから届いた一通の手紙を握りしめて、子ども二人の手を引き、大阪府泉南郡の住まいを探りあてたそうです。日本語も話せない、読めないのに、よくもまあ、大阪府泉南郡までたどり着いたものです。そこで私（載鳳）が一九三四年一一月に生まれました。

アボジは収入を土方仕事で得ていました。何年かして大阪市内に移りました。仲間の誘いがあったからでしょう。しかし期待したようにお金を稼げませんでした。簡単にできるわけがありません。故郷で田畑を耕してきましたが、ほかにどんなことができたでしょうか。日雇いで不安定な仕事しかなかったのです。

長柄橋に逃げれば安全だ

戦後、アボジ、オモニ、私らきょうだいは、大空襲のことをあまり話題にすることなく生きてきました。毎日の生活に追われてきたからです。

大空襲で亡くなった妹・載吉は色白で利発な女の子でした。国民学校

に上がる前から「ひらがな」の読み書きができました。オモニにとっては男の子三人のあとに授かった女の子でしたから、ことのほか可愛がりました。もう一年早く生まれていたら、私と弟・載運（チェウン）と、大阪市立城北国民学校に通えたのに。パルチャ（運命）にしてはあまりにも悔しいことです。

〈朝鮮にいたら、こんな目に遭うことはなかった〉〈長柄橋に逃げろ、となぜ言ったのか〉〈なぜ一緒にいなかったのか〉〈なぜ長柄橋まで送り出したのか、取り返しがつかないことをしてしまった〉。天国にいるオモニは、こう言っているかもしれません。しかし、いまはこんなに冷静に話せますが、オモニは一人の娘の死をどうして受け入れることができたでしょうか。

オモニが近くにあった防空壕のことを話した記憶があります。防空壕に入っていたらよかった、という無念さが出たのだと、いまにして思います。

自宅から歩いて一時間ほどかかるところに長柄橋がありましたが、その立橋下は、空襲を避ける避難場所と言われていました。オモニもそのことを知っていて、すでに一五歳になっていた載香と、もう分別がつく七歳の載吉をまず避難させ、あとから荷物をまとめてアボジ、オモニ、兄、そして生後八カ月の一番下の弟・倫大（ユンデ）を抱えて避難することになっていました。私と、二歳半歳下の弟の載運は、通学していた城北国民学校から大阪府豊能郡西能勢村のお寺に疎開していましたから、空襲に遭いませんでした。

妹と姉が逃げた長柄橋は避難する人でいっぱいで、彼女たちは川原（現在の淀川河川公園長柄地区）にいて米軍機の焼夷弾の直撃を受けたのです。

横山篤夫先生の取り組みから、思い出さないようにしていた妹の死について振り返る機会になりました。最初に話した文書（戸籍抄本）を見ると、妹・載吉の「死亡届」は空襲から一カ月も過ぎた一九四五年七月一一日です。「申告者」は都島警察署長でした。

ところが、朝鮮で亡くなった兄（次男・載君）はどうだったか。死亡届は一週間後の一月二七日でした。「戸主」であるアボジの劉庚烈が届けています。妹の載吉の場合は違っていたのです。

なぜ都島警察署長が申告したので

しょうか。空襲の混乱で戸籍簿がなくなったとも考えられます。そこで、在日朝鮮人の資料を保管していた警察[*4]がアボジの代わりに出したのではないでしょうか。他の日本人の犠牲者も死亡届が警察なのかはわかりません。

空襲で亡くなった人に対して日本政府が補償する法律[*5]があったことを、横山先生の取り組みから知りました。戦後になり施行されなくなったということですが、アボジ、オモニはそんな補償を受けることなど考えもしていなかったと思います。日本人も多く亡くなっているのに、どうして朝鮮人の一家族が声を出せたでしょうか。

オモニが突然疎開先の寺に

六月七日の大空襲で妹が亡くなってから一カ月はたっていたでしょうか。オモニが疎開先の寺に兄・載明と一番下の弟・倫大をおんぶして、突然やって来たのです。寺の玄関に現れたときは、本当に驚きました。理由がわかりませんでした。

「死ぬんだったら、一緒に死のう。家に帰ろう」

いきなりこんなことを言いました。国民学校の先生は「米軍が攻めてくるから大阪市内に行くのは危ない」と、大阪市内に戻ることに反対したと思います。オモニは覚悟を決めていたから、私と弟をお寺から連れ出し電車に乗せました。大阪で目に飛び込んでくる光景は信じられないものでした。一面が焼野原のところもありました。

実家に戻ったのは夕暮れでした。ところが、妹が見当たらないんです。外に遊びに行った気配もなかった。アボジも兄も何も言いません。黙っているだけです。たまらずオモニに尋ねました。

「吉子はなんでいないの。どこにいるの」

すると、オモニは突然大声を出して泣き出しました。

こんなオモニを見たことがなかったので、今でも鮮明に覚えているのです。

「吉子が死んだ。吉子が死んだ」

朝鮮語で一気に吐き出し、膝を折り、うつ伏せて激しく両手を畳に叩きつけました。兄も泣いていました。

先ほどから「吉子」と言っていますが、載吉につけられた日本名です。

私は疎開先で載吉が好きな人形を

つくり、贈ろうとカバンのなかに入れて持って帰りました。よくおはじき遊びをし、人形遊びをしました。家に帰ったら人形をあげようと考えていました。それが載吉の形見となると、誰が考えたでしょうか。

死者の遺品はほとんど残さないのが朝鮮の風習です。子どもが早く亡くなると葬式もしないのですが、オモニは妹の遺骨を納めた木箱の話、淀川に流したことなど、ポツリと呟いたことがあります。朝鮮人女性はチャンソリ（小言）を言って日頃のうさを晴らすんですが、その呟きはチャンソリではなかった。小柄なオモニが喉元から呻くように吐き出した言葉でした。だから耳にいまも残っています。

オモニは朝鮮で六歳で亡くなった次兄の載君のこと、七歳で亡くなった妹の載吉のことを、片時も忘れることはなかったと思います。だからでしょう。よくお寺参りをしていました。家族の健康を祈っていたのだと思いますが、亡くなった二人があの世で幸せに過ごせるようにと、お寺参りを熱心にしたのだと思います。

大阪環状線から近鉄奈良線に乗り換えて、いつも石切駅で降りていました。石切さん（石切神社）にお参りをすることもあったんですが、生駒山山麓に朝鮮寺があり、通っていました。妹の命日の六月七日には高野山まで出かけていきました。そのことを知っていたのは、私だけではなかったでしょうか。

働いて働いて……の一生

オモニのその後の人生は、生活が苦しかったこともあり、よく働きました。夜なべをして縫い物をしたり、メリヤスの袖のところを縫い合わす「かがり」という内職をしたりしていました。

夜中に目を覚ますと、玄関に面した二畳の部屋に必ず電灯がついていました。毎晩のことでした。体を丸めて裸電球の下で仕事をしていました。昼間は、古着関係の仕事の手伝いや、「金さんのところに行ってくる」とか言って、朝早く出掛けて日雇いの仕事に精を出しました。本当に働き者でした。

私が少しでもオモニを楽にしたいと思うのは当然のことです。早くから働きました。中学も進まずに働きました。最初は近くの風船作りの仕事でした。ゴムの臭いが充満した工場でした。雇い主から「あんたのよ

うな若い娘がここで働かなくてもいいのに」と言われた記憶があります。いまの時代なら私は大学に進んでいたでしょうが、戦争が終わって満足に学校に行ける状態ではなかったのです。

一生懸命働きました。しかし、収入は多いわけではありません。それでも、その一部は「オモニの小遣いに」と渡してきました。お寺参りだけは不自由させたくなかったからです。オモニは小柄な体を前かがみにして、いつも、いそいそと歩いていました。長年の無理がこたえたのか、左足を少し引きずりながら、東大阪の石切さんの坂道を、また高野山頂にある寺々を巡っていました。

私は、二人の弟、載運、倫大に高校進学を勧めました。しかし卒業しても、安定した仕事に就けなかった。朝鮮人だから、苦労を背負わねばなりませんでした。

載運は二〇一六年五月九日に亡くなりましたが、病室で姪の夫に、「悔しい、悔しい」と涙を流したそうです。どんなときでも冷静で聡明だった弟が、病で気が弱くなり感情を乱したのでしょうか。いや、そうではなく、懸命に生きて、八〇年近い人生を振り返ると、「悔しい」という言葉を絞り出すしかなかったのではないでしょうか。涙をこぼさずにおれなかったのだと思います。その気持ちが痛いほど分かります。

朝鮮、日本、満州に別れて

アボジは一九四五年八月一五日以降、何回かは故郷に帰ったと聞いていますが、私ら家族はこれまで誰一人として劉一族の村を訪れたことがありません。海岸から遠い田園地帯と聞いているだけです。

劉一族の本貫「江陵劉（カンヌンユ）」氏（始祖が江陵地域の劉の意）を記録したものがあります。それは分厚い族譜（チョッポ）ではなく簡易な系図を書いた冊子でしたが、アボジの名前が載っているだけでした。それもアボジの名である劉庚烈の劉は記載されていましたが、名前の庚烈は日本名だけであり、またオモニや私らきょうだいの名前は載っていませんでした。

アボジが日本に住むから日本名が書かれたのか、故郷との関係を断ち切ったからなのか、連絡を絶ったからなのか、九〇年も前になりますから、よくわかりません。

オモニの故郷は近くの村と聞いてきましたが、きょうだいが何人で、父母はどういう人だったのか聞いた

ことはありません。何もかも振り切って日本に来たのでしょうか。朝鮮の話は本当に聞いたことがありません。

戦後、家族は朝鮮籍から韓国籍、さらには日本国籍に変えることもできたでしょうが、アボジは「劉の名前は変えたくない」と、頑固でした。いや、頑固というより、朝鮮人として一生を終えたかったのだと思います。オモニはアボジの世話をして、働いて働いて五人の子どもを育てることで精一杯だったと思います。

アボジが韓国に帰国しなかったのは、故郷に親きょうだいがいなかったこともあります。もちろん、朝鮮半島の情勢が不安定で、朝鮮戦争が起き、帰国する機会を失ってしまったこともあるのですが、息子、娘が大きくなって、日本で生活できるようになったからではないでしょうか。

朝鮮と切れて生きて来たということでは、家族の名前で違いが出ているんです。私のきょうだいはすべて「載」が名前に入るのですが、末っ子の倫大だけは違っていました。

「トゥルリムチヤ」（世襲関係を表すために名前のなかの字に織り込んで使う文字。『日韓事典』民衆書林より）で、劉の本貫「江陵劉」氏で何十代目かになる庚烈の子どもの代には、「載」をつけました。主に男性に付けましたが、私にも「載鳳」という名前で「載」が入っています。「女性では珍しいことだ」と言われました。

アボジが日本に来てからは、唐津郡の親戚を通じて面役場戸籍係に登録できたのですが、アボジの弟が四〇年代に入り満州に出稼ぎに行ってしまいました。日本でも朝鮮でも満州移民が奨励されており、「朝鮮にいるより生活が楽になるだろう」と満州に渡っていったのです。頼りになる親族がいなくなりました。

アボジの母、妹はすでに唐津郡の家から離れていました。役場に連絡する人がなくなり、「トゥルリムチヤ」のことが守られなくなったのではないでしょうか。朝鮮の伝統的な家族の結びつきが、戦争の混乱から崩れ出したのではないでしょうか。

アボジの弟からは、日本に住む私たちに対して一切連絡がありません。アボジの一族は朝鮮、日本、満州と別れて生活することになったままです。

「オモニの一族」という言い方はあまりしませんが、李氏でも「慶州李（キョンジュイ）」氏（始祖が慶州地域の李の意）

であるオモニから、親、きょうだい、親類はどうなったのかについて、聞かされたことはありません。先祖の墓がどこにあるかも知りません。

オモニは一九九一年四月一三日に八五歳で亡くなりました。急に体調が悪くなり、多臓器不全によるものでした。体が弱っていることを、とりたてて訴えることなどしなかったのです。子どもたちに心配をかけたくなかったからでしょう。アボジが八八歳で亡くなって三年後のことでした。私が病院に駆けつけたときには、もう意識がありませんでした。

もう七五年も過ぎてしまった

私はこれまで妹の死を振り返る余裕などありませんでした。生きることで精一杯でしたから。もっと詳しい話ができればよかったのですが、もう七五年も前のことです。当時一〇歳だった私の記憶が曖昧なのも仕方がないのかも知れません。

朝鮮人の空襲犠牲者の追悼の会（大阪空襲七五年朝鮮人犠牲者追悼集会）が初めて行われるとのことです。私から何も言うことはありません。ありがたいことです。七歳の妹・載吉のことを思い出させてくれたことにお礼を申し上げます。何らかの形で記録[*6]されるなら、私の話が少しは役に立てたのだと思います。

姉の載香は今年九二歳になります。姉の治療は何カ月もかかり、退院後も長い間病院に通っていましたが、それは傷口を残さないようにするため瘡蓋をとるやり方で治療したからです。

傷が癒えてからは元気で大きな病気もせずに暮らして来ましたが、最近は体調がすぐれず入退院を繰り返しています。妹のこと、六月七日の空襲のことを尋ねたかったのですが、悲しいことを思い出してはいけないと思い、電話でお互いの体調を気遣っただけでした。

兄・載明は一六年前に亡くなり、きょうだいは姉と一番下の弟だけになりました。夫を亡くして五年。日本名で生きてきました。人に迷惑だけはかけたくない、というのが、いまの私を支えています。（話者は和暦で話したが、文章化では西暦に統一した。解放後の名称＝韓国は朝鮮と発言しており、そのまま表記した。）

注

＊1　米軍機の空襲　一九四四年一二月一九日、大阪府中河内郡三宅村（現松原市）、瓜破村（現大阪市平野区）への空襲に始ま

り、敗戦直前の四五年八月一四日の大阪陸軍造兵廠の大爆撃に終わる。その回数は五〇回以上に及んだ。

＊2　**四五年六月七日の大空襲**　一九四五年六月七日の大空襲は、午前一一時九分から一二時二八分までつづいた。大阪大空襲は、B29が一〇〇機以上来襲したケースを大空襲と呼ぶとすると、八回あった。

＊3　**妹がどんな状態で亡くなったのか**　劉載吉さん、載香さんは爆撃の最中、米軍の焼夷弾の被害を受けたと見られる。死亡時刻が一二時になっているのは、ほとんど即死に近い状態だったからだ。空襲中に病院に運ぶことは物理的に不可能であり、記録上、被害推定時刻を死亡時刻とした可能性がある。

＊4　**警察が朝鮮人を調べていた**　大阪府警は在日朝鮮人統制組織である協和会を府内の警察署ごとに設けていた。空襲で戸籍関連書類が焼失するなどの混乱が起きていても、協和会資料から犠牲者を証明することができたともいえる。このことから劉載吉さんの死亡届を都島警察署長が出した可能性がある。在日朝鮮人犠牲者の件とは直接関係ないが、大阪府警は戦局の悪化から監視と取り締まりを強化し、在日朝鮮人の被害状況と動向を記録して報告書をまとめている。小山仁示（こやまひとし）さんの研究（「大阪空襲について」〔『母から子どもたちへ　画集大阪大空襲の記録』三省堂、一九八三年、所収解説〕）では、四五年二月末までの時期の報告書と限定しているが、四五年一、二月の警報発令状況と空襲下の朝鮮人の動向について、「精神的動向、防空活動、被爆地域の動向、防空活動上の善行者、戦局の推移」に伴う朝鮮人の言動を列挙し、最後に空襲による影響として、朝鮮人の疎開状況、朝鮮人労働者の勤務状況などを把握していることを明らかにしている。六月七日の状況もまとめている可能性もある。

＊5　**日本政府の補償**　戦時災害保護法があり、被害者は罹災証明書を知事に提出すれば受給できた。しかし、戦後、法は廃止され、名古屋、東京、大阪、沖縄で空襲犠牲者（民間の遺族、負傷者、空爆による孤児、家屋被害者）は補償を求めて裁判を起こしてきた。大阪空襲訴訟は二三人が原告となり国に提訴したが、二〇一四年九月一一日に最高裁による上告棄却で敗訴した。

＊6　**何らかの形で記録**　大阪戦災傷害者・遺族の会の伊賀孝子代表らが空襲被害者約六〇〇〇人の名前を集めた名簿を大阪産業労働資料館（エル・ライブラリー）が受け継ぎ（委託）、現在は約九〇〇〇人となった名簿がある。このなかで韓国・朝鮮名の犠牲者は一三名にすぎず、大半は「創氏改名」でつけられた通名（日本名）の犠牲者だった。劉載吉さんの名前はない。六月七日の大空襲で東淀川区総持寺周辺でも多くの犠牲者が記録されている。大阪朝鮮人強制連行真相調査団が総持寺の過去帳から五〇人の朝鮮人犠牲者をリスト化した。四五年三月一五日の東京大空襲では一〇万人が死亡、うち一万人が朝鮮人とされている。東京強制連行真相調査団は二〇〇五年から調査を行ってきた。東京空襲は朝鮮人犠牲者の記録があって判明したが、大阪は人口比率、全体の犠牲者数から朝鮮人犠牲者数、一二〇〇人以上と推定される。

かわせ　しゅんじ

天理市の旧柳本飛行場敷地内の説明板問題について

４月１３日の新説明板設置について

天理市の旧柳本飛行場敷地内に市民のカンパで設置した新説明板は、2019年4月13日に記念の会を市内の公民館で約100人の参加を得て開催したあと、新説明板がある現地で開幕式を行いました。

開幕式では、奈良県内外の方々が参加、韓国から慶尚南道統営市の宋道子さん（柳本飛行場の海軍施設内の敷地されたい慰安所に連行された女性の一人が統営市出身だったことから、統営市で日本軍「慰安婦」問題に取り組んでいる宋道子さんと交流が始まった）、忠清南道瑞山市から金湖哲さん（２０１６年9月に瑞山市の市民グループと交流、瑞山市内に天理市と同じ文面の新説明板を建てることになり、その窓口として活動してこられた方）も招待して参加していただいだ。

県内の在日本朝鮮人総聯合会奈良県本部、在日本大韓民国民団奈良県本部からも参加して開催できたことは、歴史的な意味をもちました。

法律違反ではないのに撤去を迫る事態に

しかし、以降の展開は予想だにしなかったことでした。新説明版設置が法律違反という指摘を天理市農業委員会から受け、撤去を迫られることになったのです。

2019年6月に天理市農業委員会は新設置板設置が農地法違反だとして、新説明板用地（田んぼのあぜ道を活用）を提供していただいた方（地権者）に対して、自宅まで訪れて法律違反であることを告げてのため即座に撤去を迫ったのです。

しかし。法律には違反していませんでした。また天理市農業委員会の指摘は、「表現の自由」を犯す憲法違反を犯した重大事犯でした。法律違反ではないのに、強制連行や日本軍「慰安婦」の事実を記した新説明板を撤去せよというのは、これは許しがたいことであり、裁判すべきであるとの意見がでたほどです。憲法違反で裁判をすれば必ず勝訴すると思います。

違反を指摘した文書を突き付けてから48 日後に撤回し、地権者に謝罪しました。

撤去を迫った意図は

重要なことは以下のことです（資料参照）。「小笠原@チーム令和」というブログに書かれたことで、今回の行政行為に移ことです。

「天理市外の人とは交渉に応じない」と私たちの交渉を拒否していた並河市長が、「小笠原@チーム令和」の指摘を始点として、このことを知った天理市外の人が奈良県と天理市の農業委員会に通報したのです。

農業委員会は独立した組織ですから、農業委員会の責任ということに成りますが、9月にもった私たちとの交渉で、並河天理市長は天理市の問題だと発言しており、天理市が動いた責任があるととらえるのは間違いではありません。

ブログ「小笠原@チーム令和」からの情報から、何ら法律的に検討することなく法執行に移したことはどういうことでしょうか。それも法律の運用の間違いを犯してでも新説明板の地権者に撤去を迫ったたことは、なんとしても，それも早急に新説明板を撤去したいという意図がありありです。

法律では違反事実は、設置者の私たちの会、そして新説明板設置業者に違反事実を伝えねばなりません。さらに違反事実を指摘して該当者に行政指導、さらに撤去勧告、それでも放置するなら行政代執行まで担当するのは奈良県です。天理市農業委員会ではありません。

これらをすべて飛び越して、すぐに地権者に違反文書をつきつけた愚はどう考えればいいでしょうか。繰り返しますが、なんとしても新説明板を撤去したいという意志が露骨なんです。

しかし、天理市長は私たちに否定していますが、もうこれは否定しようもない事実です。それもブログ「小笠原@チーム令和」からの情報で動いているのです。こんなことが法治国家でおきるのでしょうか。

２０１４年4月に並河市長が市立公園内の説明板を撤去したのも、同様の経過をたどっていました。この経過はここでは説明しませんが、法律運用まちがったのが今回の処置でした。２０１４年４月の説明板撤去では謝罪しませんでしたが、さすがに今回は突っ張ることができず、前記したように謝辞することに交渉の途中で市側幹部とともに起立してわたしたちに謝罪したのです。

また、天理市長は「天理市民以外とは会わない」としてきたのですが、方針を変えました。変えざるをえなかったのです。

ここが問題！産業遺産情報センター

産業遺産情報センターに関する 10 の話

竹内康人

１　官邸主導の世界遺産登録・「アベ案件」

官邸主導による明治日本産業革命遺産の登録

推進する加藤康子の父は故加藤六月。安倍氏は加藤氏の友人、その活動に理解、

2008 年 8 月、「**九州・山口の近代化産業遺産群**」、世界遺産登録推進協議会発足

2012 年 5 月、内閣官房の**地域活性化統合事務局に「産業遺産の世界遺産登録推進室**」設置

2012 年 6 月、内閣官房の推進室、**「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」**

2012 年末、安倍内閣（第 2 次）が成立

2013 年 1 月、内閣官房の**地域活性化統合事務局長和泉洋人**が**首相補佐官**へ、遺産登録推進

2013 年 3 月、内閣官房の「**有識者会**議」に産業プロジェクトチーム（加藤がコーディネーター）

同年 8 月、有識者会議、**「明治日本の産業革命遺産　九州・山口と関連地域」を推薦候補へ**

同年 9 月 17 日、**菅義偉官房長官「明治日本の産業革命遺産」を推薦候補。政府は世界遺産の推薦候補に産業遺産を割り込み、**「長崎の教会群とキリスト教関連遺跡」を後回し。産業遺産を「首相案件」、**文化庁の世界遺産の推薦候補選定に介入、**

2013 年 9 月、**産業遺産国民会議**（一般財団法人）設立（設立人加藤康子、専務理事へ）、民間で推進活動

同年 12 月、民間企業所有の稼働資産を含む景観重要構造物が世界遺産に登録された場合の**固定資産税等の減免措置**を含む税制改正大綱（閣議決定）

2014 年 1 月、安倍内閣は「明治日本の産業革命遺産」の登録推進を閣議了承、政府はユネスコ世界遺産委員会に正式な推薦書提出へ

2014 年 4 月、元ユネスコ大使の**木曽功**、内閣官房参与に任命。

2015 年 7 月、ユネスコ世界遺産委員会の直前、**加藤が内閣官房参与**へ（～2019 年 7 月末）、佐藤地ユネスコ日本大使とともに和泉洋人・木曽功らと、7 月の世界遺産委員会での登録にむけて活動

2015 年 7 月、**「明治日本の産業革命遺産　製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」**の登録

2015 年、**保全委員会(加藤が副会長)**、同委員会**インタープリテーションワーキンググループ(加藤が座長)**会議開催

産業遺産国民会議専務理事＋内閣官房参与＋保全委員会副会長＋ワーキンググループ座長

２　「働かされた」が「強制労働ではない」！？

登録の際の日本政府発言

7 月 5 日の登録の際、日本政府は、「日本は，1940 年代にいくつかのサイトにおいて、**その意思に反して連れて来られ（brought against their will），厳しい環境の下で働かされた（forced to work under harsh condition）多くの朝鮮半島出身者等がいたこと**、また、第二次世界大戦中に日本政府としても**徴用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存**である」（日本政府訳）と発言。さらにこの登録に際し、「日本は**インフォメーションセンターの設置など，犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込む所存**である」と発言した。

その後、日本政府は「forced to work」は「働かされた」であり、「強制労働の意ではない」、「戦時の朝鮮半島出身者の徴用は、国際法上の強制労働にあたらない」とした。

日本政府、朝鮮半島出身者が意に反して徴用されたこともあったが、違法な強制労働ではなかったという認識を示す。

３　すすむ歴史の歪曲（without colonization）

現地での産業遺産の英語の解説板
「without colonization」の表記。コロニー（植民地）にならなかったし、作らなかったという意味か。植民地化なしの産業化。

山口、萩博物館の『明治日本の産業革命遺産と萩』（世界遺産企画展冊子）、
萩の城下町は工業化に取り組んだ封建社会の特徴を濃密に現代に伝えるもの、吉田松陰は「工学教育の先駆者」とされる。松下村塾は産業国家の礎を担う志を育んだ場所へ。

長崎、グラバー邸解説板、
グラバーは「幕末の動乱期に対立する双方の派閥に武器等の取引をしていた」から、「死の商人」といわれたが、「幕末の志士たちに私財を投じてまで援助を行なっていたことから「志の商人」とすべきではないかとも言われています」　死の商人から志の商人へと美化。

三池炭鉱万田坑（熊本県荒尾市）の世界遺産の案内書
当初は、戦時に朝鮮人、中国人、連合軍捕虜の「強制労働」があったと記されていたが、別の形の案内冊子では強制労働の部分だけが「使役」と書き換えられた。戦時の三池での朝鮮人、中国人、連合軍捕虜の強制労働の歴史が「使役」の歴史へと歪曲。産業遺産の展示では産業近代化の技術史を礼賛、労働史が示されない。

高島の石炭資料館
世界遺産登録にともなって展示替え、高島炭鉱労働組合の組合旗や資料などは姿を消した。館内には高島炭鉱の歴史年表があり、1937 年の項に「満州事変後、黒ダイヤ景気となる」と記されている。1940 年から 45 年の記載はなく、朝鮮人や中国人の連行についても記されていない。高島の共同墓地には三菱高島炭坑が建てた「供養塔」があるが、この塔に向かう道は長崎市によって立入禁止とされる。

長崎造船所の史料館（長崎造船所の木型場）
戦前には、水雷艇白鷹、駆逐艦白露、巡洋戦艦霧島、戦艦日向、戦艦土佐、巡洋艦古鷹、戦艦武蔵、空母隼鷹、制式空母天城などを建造、魚雷の生産。貨客船の軍艦への転用も。
航空魚雷・91 式魚雷の展示、「唯一高速力・高高度からの投下に対応した強度・信頼性を有し、命中率及び破壊力ともに世界に冠たる性能を有していた」、真珠湾攻撃でも使用。
軍艦の製造、戦後のイージス艦など製造の展示。反省なき戦前・戦中・戦後の兵器生産、学徒動員は示すが、朝鮮人・連合軍捕虜などの労働の展示はない。

端島
「軍艦島は地獄島ではない」、「強制労働はなかった」という宣伝

４　「軍艦島は地獄島ではありません」

産業遺産国民会議による強制労働の否定

産業遺産国民会議「世界遺産・軍艦島は地獄島ではありません」と訴える映像をウェブサイト（真実の歴史を追求する端島島民の会の応援ページ）に掲載。国民会議は「軍艦島の真実」というウェブサイトも運営

日本人と朝鮮人は一緒に働いた、景気がよく家族連れで来ていた、みんな友達で差別したことはない、朝鮮人が朝鮮人専用の遊廓をもっていた（元端島島民の発言）。

戦時中に強制連行され、ひどい虐待を受け、人権を蹂躙されたと主張する人々がいるが、その多くは事実とことなる証言や証拠によるもの。強制連行や虐待はねつ造。

「軍艦島は私たちの故郷です。地獄島ではありません」

「ねじ曲げられた歴史の宣伝に私たちが屈することはありません」

産業遺産国民会議の映像の問題点

強制労働否定のシナリオによる恣意的な証言の編集

旧島民の認識の不十分性を検証せずに構成

明治期、戦時期の圧制や虐待の史料の提示がない

戦時の高島炭鉱への労務動員数を示す史料や動員された人びとの証言は示されない

強制連行や強制労働について認めようとしない

端島での家族的一体感を語るが、労資関係が示されない。

戦時の産業報国・総動員など支配体制に無批判

世界遺産登録による観光地化と元端島島民の郷愁をもとに自らに都合のよい歴史の物語

歴史を批判的にみて、被害者の側に立って考える、歴史から人権と平和の教訓をえるという姿勢がない。

このような宣伝は産業遺産国民会議のメンバーの総意なのか？この組織の実態は？

５　加藤を通じての内閣官房と国民会議の結託・利益誘導

加藤康子産業遺産国民会議専務理事は内閣官房参与へ（2015 年 7 月～2019 年 7 月末）
調査・研究・委託運営は、政府から国民会議へ

内閣官房から産業遺産国民会議への調査委託

2016 年度「明治日本の産業革命遺産」**産業労働に係る調査**　8964 万円

2017 年度「明治日本の産業革命遺産」産業労働に係る調査　1 億 4580 万円

2018 年度「明治日本の産業革命遺産」**インタープリテーション更新に係る調査研究**
1 億 2508 万 4520 円

2019 年度　明治日本の産業革命遺産」各サイトの歴史全体におけるインタープリテーションに係る調査研究　1 億 3299 万円

2020 年度　産業遺産情報センターの**運営開始に向けた調査**研究　1210 万円

2020 年度　産業遺産情報センターにおける普及啓発広報等**委託業務**　4 億 3010 万円

合計で 9 億 3571 万 4520 円

ここでは、強制労働を否定する資料や証言も収集、**情報公開では報告書の人名などは黒塗り**

産業遺産国民会議が産業遺産情報センターの委託運営へ、**センター長は加藤康子**

加藤は、「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」(2012)の委員、国民会議(2013)の専務理事、内閣官房参与(2015)となり、明治産業革命遺産の登録をすすめる。

また、加藤は「明治日本の産業革命遺産の保全委員会」(2015)副会長、その下の「インタープリテーションワーキンググループ」(2015)の座長。委員会規約「委員会に副会長を置き、加藤康子

委員がこれを務める」（第３条の６）、ワーキンググループ設置要綱「ワーキンググループに座長を置き、加藤康子委員がこれを務める」（第２条の２）。内閣官房からの人物として加藤の名前が規約や要綱に当初から明記。「インタープリテーションの推進について、一般財団法人産業遺産国民会議の助言を受ける」（同設置要綱第２条の 6）という記載。
内閣官房の有識者会議の委員として、保全委員会やワーキンググループで実権。加藤氏の意向、利益が保全委員会、ワーキンググループに反映、具体的な事業は国民会議に委託

６　「犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置」のない産業遺産情報センター

内閣府・産業遺産情報センター設立の経過
2015．7　「日本はインフォメーションセンターの設置など，犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込む所存である」
2017 年 11 月「産業遺産情報センターの在り方等について 第一次報告書」の「はじめに」「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録された際、世界遺産委員会の決議において、「歴史全体についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略」を策定するよう勧告がなされ、日本政府は、韓国政府との外交交渉を踏まえ、インフォメーションセンターの設置などの適切な措置を当該戦略に盛り込む旨発言した。このような背景から、日本政府は「産業遺産情報センター」を設置することとし、 その在り方等について検討するため本検討会が設置
ここでは「犠牲者を記憶にとどめるため」という文言が欠落、情報センターの設置へ

産業遺産情報センター展示の内容

2020 年 3 月、開所式主催者あいさつ
内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室長兼内閣府地方創生推進事務局長海堀
内閣官房に産業遺産の世界遺産登録推進室、内閣府に地方創生推進事務局（2016 年～）
〔内閣官房が基本方針を企画立案、内閣府がその方針をふまえ具体的に企画立案〕
産業遺産情報センター１階は「導入展示、メイン展示、資料室」の３つの展示「ゾーン」。
ゾーン１は「明治日本の産業革命遺産」の概要、「世界遺産に登録されるまでの道のり」、
ゾーン２は「幕末から明治にかけてわずか半世紀で産業国家へと成長していったプロセス」
「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値並びに 23 の構成資産の世界遺産価値への貢献や構成資産の「歴史全体について展示」
ゾーン３は資料室、「第二次世界大戦中の事業現場における産業労働に関わる出典の明らかな一次史料、二次史料並びに証言を多数紹介」。
２階は、事務スペースのほか、収集した資料を保管する資料収蔵庫、研修室などで構成。

「インタープリテーション戦略の実施状況についての報告」（内閣官房 2020 年）
（以下、P17）（３）旧朝鮮半島出身労働者等を含む労働者に関する情報収集
旧朝鮮半島出身労働者等を含む労働者の戦前・戦中・戦後の産業労働に関する調査として、一次史料、口頭証言、出版物などの調査を実施した。
・ 産業労働に関して、論文、賃金などのデータ、裁判資料などの資料を収集した。
・ 産業遺産・産業考古学に関する海外有識者から産業労働に関する海外事例の情報を収集した。
・ 行政機関による調査、新聞記事等から端島炭坑における主な出来事を調査するとともに、採炭の現場である坑内の様子を有識者の協力のもとで調査した。
・ 産業労働に関する現場の様子や環境、雰囲気等を正確に理解するため、有識者による戦前から戦後にかけての新聞報道を中心とした資料の分析を行った。

・ 炭坑における産業労働等に関する情報収集のため、当時の様子を経験する**炭坑労働経験者等からの聞き取り調査**を行った。〔引用註、強制労働否定資料の収集〕
産業遺産情報センター
・ 第二次世界大戦中に日本政府が徴用政策を実施していたことが理解できるよう、**徴用政策の根拠となった法令等をパネル化**して展示している。 〔引用註、動員を正当化〕
・ 当時、**日本人も朝鮮半島出身者等も同様に厳しい環境の下**で働いていた状況が理解できるよう、資料（証言映像を含む）を展示している。 〔引用註、差別の否定〕
・ 書架には、産業労働を含む産業遺産全般に関するものなど、幅広く開架している。
・ モニターでは、当時の労働や暮らしについての**インタビュー証言映像**を閲覧可能である。併せて、証言内容や日記の一部をパネル化して展示している。〔引用註、端島元島民の証言を編集し、強制労働否定、差別否定の口述〕
（以下、P20）

７　強制労働を否定する「ゾーン３資料室」

ゾーン３には、元端島島民の顔写真が並ぶ、明治期の証言者ではない。
「国内外の産業遺産全般、産業労働、徴用政策に関して書かれたものも含めて幅広く開架」。「中には朝鮮半島出身の徴用された労働者の手記、戦時中の事業現場で朝鮮半島出身者や中国人捕虜と共に働いた日本人の日記や史料が開架」される（Ｐ３２）
元端島島民の手記（強制労働を否定する）、
鈴木文雄（金文道）証言、父が端島で働き「伍長」の地位、（戦時中、事故が増え、端島から転出）
東洋工業動員朝鮮人の韓国語手記、鄭忠海『朝鮮人徴用工の手記』
三池炭鉱職員、青谷昭二の冊子類（強制連行を否定する内容）、
長崎造船に戦時徴用された在留台湾出身者の給与袋など（差別なく給与支給された事例として）

右派は鄭忠海『朝鮮人徴用工の手記』を高い賃金、恋愛などの記載をあげ、強制労働否定に利用している。しかし読めば、強制動員の悲哀を「日本に強制的に連れて行かれ、苦役に従事した我々同胞が続々帰国」などと記述しているものであり、強制連行の証言記録である。情報センターは韓国語の記事や日本語訳本を読むことなく、強制否定の書とみなしている。
また、パネル「徴用関係文書を紐解く」では、官斡旋、徴用の資料が提示されているが、1939 年からの集団募集の動員文書が欠落している。

「犠牲者を記憶にとどめるため」の展示という公約は反故にされ、徴用は正当であり、強制労働も差別もないという展示内容へ

８　情報センター訪問者の個人情報を暴露するという資質

加藤康子「韓国が早速クレーム「産業遺産情報センター」」（「Hanada」2020.9）、「記者か、活動家か　朝日、毎日が目の敵にする産業遺産情報センター」（同　2020.10）、「取材を受けた当事者が告発　NHK「軍艦島ドキュメント」偏向の手口」（同　2021.1）、以上、執筆肩書は産業遺産国民会議専務理事。
「軍艦島　戦時“徴用工”問題歪曲報道 NHK は平気でウソをつく」（加藤康子・有馬哲夫、「WILL」2021.1）、肩書は元内閣官房参与・産業遺産情報センター長、などの記事

これらの記事で、加藤は産業遺産情報センターを訪問した記者や市民の実名とその発言内容をあ

げ、批難。その内容は次のようなもの。
〔70 人強の端島民への取材では〕「端島において韓国側の主張するような、いわゆる奴隷労働の証拠や証言は見つかっておりません」
〔誤認や歪曲があれば修正するものであり〕「私は、歴史修正主義を悪いことだと思っておりません」
〔市民運動の矢野氏との対話から〕「私には、矢野氏が何か隠しているように見えました」
「この歴史戦は、政府がきちんとおカネをかけて、毅然と 1 次資料や元島民の証言などの「ファクト」を発信していけば、矢野氏のプロパガンダに負けることはありません」
〔韓国の強制労働の宣伝に抗議すべきであり〕「日本政府は紳士ズラし過ぎていると思います」
「日本政府にはプロパガンダにきちんと反論してもらいたい」
「島民たちは戦時中の端島で、働く人も物資も不足するなか、全山一家でお互い助け合いながら、石炭を掘り、職場と一体になった生活環境で暮らしてきた様子を語っています」、「「仲良しのコミュニティの証言は全体像を示してはおらず信憑性を欠いている」と一方的に彼らの証言を疑い、加害者扱いをすることこそ、端島島民への差別であり偏見です。」
「活動家まがいのメディア人たちに問いたい。無実の島民たちを加害者扱いにすることに「良心の呵責はないのか」、と」
「いまは私一人で日本の一部マスコミ、韓国のプロパガンダに反論しており、政府は及び腰です」
〔情報センターは〕「粛々と元島民の証言や一次史料を収集、展示し、「真実」を発信して参ります」
「労働=影、労働=マイナスというふうに捉えるのは短絡的だと思います」「炭鉱に入っている人たちも誇りを持っていた」「私にとってみたら「正」ですよ」「誇りをもって作業着をきているんだから、負の歴史なんて言わないでもらいたい」
「炭鉱労働を負ときめつけて「負の遺産だ」と議論するのは差別以外の何物でもありません」〔NHK の報道は〕「端島元島民の人権を著しく侵害していくのです」
「この炭鉱コミュニティでは、戦前、戦中、戦後を通し、いかなる時代にあっても、出身はともかくとして、全山一家で、苦しいことも悲しいことも嬉しいこともすべて分かち合い、泣いて笑ってお醤油を貸し借りしながら、一緒のお風呂に入りながら、支え合い、懸命に生きてきました」
「彼らの人生をすべて負か正かという短絡的な議論で色分けできるのでしょうか。一握りの「いわゆる被害者」証言だけを鵜呑みにし、真偽も確かめず、加害者と被害者の烙印を押して島民を分断し、被害者以外の声が語る端島での暮らしの記憶のすべてを切り捨てるのは乱暴かつ傲慢な対応としかいいようがありません」
〔強制動員真相究明の活動に取り組むなど〕「歴史研究者となっていますが、その実、バリバリの活動家なのです。しかし、竹内氏がそういった反日的な活動をしてきた人物ということを NHK は一切伝えません」〔彼の著作は〕「本来の世界遺産価値を正確に伝えず、彼なりの解釈で政治思想を交え解説しています」
「近所の人を差別したり、虐待したりしては生活できなかったのです。NHK が言うように、軍艦島で大勢の朝鮮半島出身者、中国人が住んでいたのだとしたらなおさらです」
〔NHK の〕「番組は、「軍艦島の世界遺産価値は負の歴史にあるのだ」という強い固定観念を前提に制作されており、韓国政府の主張そのものです」「韓国の主張に寄り添った報道を行い、産業遺産情報センターの展示戦略や端島元島民の声を棄損する報道を行うことで、政治的に踏み込んでいます。これは放送法第四条「政治的公平性」を逸脱しているのではないでしょうか」
「今回、林えいだい氏や竹内氏などの主張を NHK が放映することで、根拠薄弱な情報が「既成事実化」してしまいました」「国民の受信料で運営されている NHK が、このような国益を損なう偏向番組をつくるなど、断じて許されることではありません」

９　公的施設にふさわしい展示と管理者を

記事への批判

・公的な展示施設のセンター長として知りえた個人情報を雑誌でその個人の了解もなく記している。またその個人の活動内容は伝聞によるもので、その記述には間違いがある。
・センター長として資質が問われる。訪問者への録画撮りなどでの対応や決めつける文体は、危機意識の表れ、不寛容、頑迷さを示すもの。
・国税で運営される内閣府の展示施設の委託管理者の自覚に欠ける。センター長は内閣府の機関を代表する立場にあり、来館者の主権者国民や外国籍市民に敬意を示す姿勢が必要である。また、様々な意見を受け止める姿勢が必要である。しかし現在の対応は、批判する者を「反日メディア」「反日活動家」などと宣伝する。それはセンターの展示を私物化するかのような対応である。
・動員された朝鮮人の証言については、間違いを指摘し、根拠薄弱とするが、端島の島民の子どもの頃や伝聞による証言への検証はなされず、資料として利用する。
・歴史修正主義の用語について肯定的に語っているが、その語は歴史を意図的に歪曲し、否定する行為を示すものである。その語を肯定することは自らが過去を合理化し、歪曲した宣伝を行っていることを示す。産業遺産情報センターの展示が元端島島民の証言を利用した強制労働否定という歴史修正主義であることを自認する行為である。
・NHK の報道番組は、世界遺産の説明で深みのある内容を持つには、負の遺産を含めて表現することでではないかという問題意識によるものであり、両論を示しており、偏向はなく、放送法違反などにはあたらない。NHK の報道内容を「国益」の名で批判するような志向に問題がある。
・各施設での戦時の強制労働を「負の歴史」として問題にしているのに、端島での生活・労働全般を「負の歴史」とみているとすり替え、批難している。負の歴史を考察しようとしない、短絡的な対応である。
・強制労働問題を調査研究することは、反日でも、活動家でもないが、レッテルを張りつけて主張を排除する記述になっている。真相究明は「歴史戦」などではなく、資料に依拠して真実を示すことである。
・島民を加害者としていないのに、強制労働の存在は島民を加害者とするものとし、端島島民への人権侵害へとすり替える。そのような行為が被害国との分断・対立を生むことになる。
・戦時は産業報国により、労働者の権利は奪われ、職場の軍隊化が進み、肉弾特攻が宣伝され、増産がなされたが、そのような状況を批判することなく、「仲良しのコミュニティ」の宣伝をしている。それはプロパガンダである。
・一部の右翼政治家らは加藤に賛意を示すかもしれないが、高島、端島、三池などの炭鉱、長崎造船所、八幡製鉄所などで戦時の強制労働がなかったと同意する政治家や官僚は多数にはならない。加藤の主張には無理がある。
・加藤の記述には寛容性が感じられない。過去への反省がなく、自らを被害者とみなす行動。動員を強要された人々の視点から見つめるべき。加藤が宣伝する明治の産業化の正義の物語は、国際協調を掲げ、知的精神的連帯を求めるユネスコの精神に反するものではないか。

１０　国民会議による委託業務は、故意による役務の粗雑、不正、その業務能力はない

（真相究明ネットの要請書から）

「予算決算及び会計令」（1947 年勅令第 165 号）では、国の入札資格として「一般競争に参加させることができない者」を「当該契約を締結する能力を有しない者」であるとし、「一般競争に参加させないことができる者」としては、「契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき」と規定。

国民会議は、動員被害者の資料収集を行わずに、一方的に強制労働の否定を宣伝。「意思に反して連れて来られ，厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等」を示さず、「犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置」についても示さない。そのような展示は世界委員会での国際約束に反する。それは、「勧告事項への対応を着実に行う」とする受託契約にも反する行為。

国民会議は、「予算決算及び会計令」での「契約を締結する能力を有しない者」にあたり、一方的な展示は、「故意による」「役務の粗雑」にあたる。センター長による雑誌での個人情報の暴露や中傷は委託契約での「不正の行為」にあたる。

「予算決算及び会計令」に基づいて内閣官房・内閣府が定める「物品等の契約に係る指名停止等措置要領」の別表 2 には「虚偽記載」、「契約違反」がある。国民会議は、登記法違反と契約書の虚偽記載の状態にあり、その法律違反と虚偽記載は指名停止の措置にもあたる。

国民会議の不誠実な実態は、国の契約相手方としては不適当。産業遺産国民会議に国の委託が続けられることは適切ではない。国の入札からは排除し、委託は中止すべき。

まとめ

産業遺産国民会議による情報センターでの展示・運営は設置目的に反する
国民会議は国の調査委託で十分な調査を実施せず、自己資本を増殖
国民会議への国の委託は、公共機関の私物化による利益相反行為
センター長は公的施設管理業務を行う資質を有さず
国民会議は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に違反してきた
国民会議の虚偽記載と法律違反は現在も続く
国民会議による委託業務は故意による役務の粗雑、不正にあたり、その業務能力を有さず

1. 産業遺産国民会議への情報センターの運営委託を中止すること
2. 「不正・不誠実」な行為を続ける産業遺産国民会議を入札から排除し、指名停止とすること
3. 情報センターの展示に「厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと」を示し、「犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置」の場とすること、その展示を改善するまで、閉館すること
4. 今後の展示、運営、管理については政府の直轄、あるいは大学等の信頼できる研究機関に委託すること
5. 加藤情報センター長に対し、個人情報の守秘義務違反を謝罪させ、再発防止策をとること

（以上真相究明ネットの要請書から）

産業遺産情報センター開館により、このセンターの展示が戦時の強制労働と犠牲者の追悼のないものであり、加藤センター長の言動が公的施設管理者としての資質に欠けることなどが明らかになった。また、保全委員会・ワーキンググループの規約などに加藤や国民会議の名が明記され、公的組織の私物化が明らかである。組織の私物化の解消、展示の改善、センター長更迭が求められる。国際公約を守り、ユネスコの精神の合致するような展示をおこなうべきであり、産業遺産国民会議による委託運営は中止し、政府が直接運営すべきである。